

メキシコ
産業財産法

1991年6月27日公報掲載
2018年5月18日公報掲載の最新改正

目次

第 I 部 総則

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 5 条 [廃止]

第 6 条

第 7 条

第 7 条の 2

第 7 条の 2(1)

第 7 条の 2(2)

第 8 条

第 II 部 発明，実用新案及び意匠

第 I 章 総則

第 9 条

第 10 条

第 10 条の 2

第 11 条

第 12 条

第 13 条

第 14 条

第 II 章 特許

第 15 条

第 16 条

第 17 条

第 18 条

第 19 条

第 20 条 [廃止]

第 21 条

第 22 条

第 23 条

第 24 条

第 25 条

第 26 条

第 III 章 実用新案

第 27 条

第 28 条

第 29 条

第 30 条

第 30 条の 2

第 IV 章 意匠

第 31 条

第 32 条

第 32 条の 2

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 36 条

第 36 条の 2

第 37 条

第 37 条の 2

第 V 章 特許の手續

第 38 条

第 38 条の 2

第 39 条

第 40 条

第 41 条

第 42 条

第 43 条

第 44 条

第 45 条

第 46 条

第 47 条

第 48 条

第 49 条

第 50 条

第 51 条 [廃止]

第 52 条

第 52 条の 2

第 53 条
第 54 条
第 55 条
第 55 条の 2
第 56 条
第 57 条
第 58 条
第 59 条
第 60 条
第 61 条

第 VI 章 ライセンス許諾及び権利の移転

第 62 条
第 63 条
第 64 条
第 65 条
第 66 条
第 67 条
第 68 条
第 69 条
第 70 条
第 71 条
第 72 条
第 73 条
第 74 条
第 75 条
第 76 条
第 77 条

第 VII 章 特許及び登録の無効及び消滅

第 78 条
第 79 条
第 80 条
第 81 条

第 III 部 営業秘密

第 82 条
第 83 条
第 84 条
第 85 条
第 86 条

第 86 条の 2
第 86 条の 2(1)

第 IV 部 商標, 広告スローガン及び商号

第 I 章 商標

第 87 条
第 88 条
第 89 条
第 90 条
第 91 条
第 92 条
第 93 条
第 94 条
第 95 条

第 II 章 団体商標及び証明商標

第 96 条
第 97 条
第 97 条の 2
第 97 条の 2(1)
第 98 条
第 98 条の 2
第 98 条の 2(1)
第 98 条の 2(2)
第 98 条の 2(3)
第 98 条の 2(4)
第 98 条の 2(5)
第 98 条の 2(6)
第 98 条の 2(7)
第 98 条の 2(8)
第 98 条の 2(9)

第 II 章の 2 周知・著名商標

第 98 条の 3
第 98 条の 3(1)
第 98 条の 3(2)
第 98 条の 3(3)
第 98 条の 3(4)
第 98 条の 3(5)
第 98 条の 3(6)

第 98 条の 3(7)

第 98 条の 3(8)

第 98 条の 3(9)

第 III 章 広告スローガン

第 99 条

第 100 条

第 101 条

第 102 条

第 103 条

第 104 条

第 IV 章 商号

第 105 条

第 106 条

第 107 条

第 108 条

第 109 条

第 110 条

第 111 条

第 112 条

第 V 章 商標の登録

第 113 条

第 114 条

第 115 条 [廃止]

第 116 条

第 117 条

第 118 条

第 119 条

第 120 条

第120条の2

第120条の2(1)

第120条の2(2)

第120条の2(3)

第 121 条

第 122 条

第 122 条の 2

第 123 条

第 124 条

第 125 条

第 126 条
第 127 条
第 128 条
第 129 条
第 130 条
第 131 条
第 132 条 [廃止]
第 133 条
第 134 条 [廃止]
第 135 条 [廃止]

第 VI 章 権利のライセンス及び移転

第 136 条
第 137 条
第 138 条
第 139 条
第 140 条
第 141 条
第 142 条
第 142 条の 2
第 142 条の 2(1)
第 142 条の 2(2)
第 142 条の 2(3)
第 143 条
第 144 条
第 145 条
第 146 条
第 147 条
第 148 条
第 149 条 [廃止]
第 150 条

第 VII 章 登録の無効，消滅及び取消

第 151 条
第 152 条
第 153 条
第 154 条
第 155 条

第 V 部 原産地名称及び地理的表示

第 I 章 一般規程

第 156 条

第 157 条

第 158 条

第 159 条

第 160 条

第 161 条

第 162 条

第 163 条

第 164 条

第 II 章 保護宣言の手續

第 165 条

第 165 条の 2

第 165 条の 2(1)

第 165 条の 2(2)

第 165 条の 2(3)

第 165 条の 2(4)

第 165 条の 2(5)

第 165 条の 2(6)

第 165 条の 2(7)

第 165 条の 2(8)

第 165 条の 2(9)

第 165 条の 2(10)

第 165 条の 2(11)

第 165 条の 2(12)

第 165 条の 2(13)

第 III 章 使用許可

第 165 条の 2(14)

第 165 条の 2(15)

第 165 条の 2(16)

第 165 条の 2(17)

第 165 条の 2(18)

第 165 条の 2(19)

第 165 条の 2(20)

第 165 条の 2(21)

第 165 条の 2(22)

第 165 条の 2(23)

第 165 条の 2(24)

第 165 条の 2(25)

第 IV 章 宣言の効力及び使用許可の停止

第 165 条の 2(26)

第 165 条の 2(27)

第 165 条の 2(28)

第 165 条の 2(29)

第 165 条の 2(30)

第 V 章 外国で保護されている原産地名称及び地理的表示の承認

第 166 条

第 167 条

第 168 条

第 169 条

第 170 条

第 171 条

第 172 条

第 173 条

第 174 条

第 175 条

第 176 条

第 177 条

第 178 条

第 V 部の 2 集積回路の回路配置

第 178 条の 2

第 178 条の 2(1)

第 178 条の 2(2)

第 178 条の 2(3)

第 178 条の 2(4)

第 178 条の 2(5)

第 178 条の 2(6)

第 178 条の 2(7)

第 178 条の 2(8)

第 178 条の 2(9)

第 VI 部 行政手続

第 I 章 手続総則

第 179 条

第 180 条

第 181 条

第 182 条
第 183 条
第 184 条
第 185 条
第 186 条

第 II 章 行政的決定の手續

第 187 条
第 188 条
第 189 条
第 190 条
第 191 条
第 192 条
第 192 条の 2
第 192 条の 2(1)
第 193 条
第 194 条
第 195 条
第 196 条
第 197 条
第 198 条
第 199 条
第 199 条の 2
第 199 条の 2(1)
第 199 条の 2(2)
第 199 条の 2(3)
第 199 条の 2(4)
第 199 条の 2(5)
第 199 条の 2(6)
第 199 条の 2(7)
第 199 条の 2(8)

第 III 章 審判請求

第 200 条
第 201 条
第 202 条

第 VII 部 査察，行政上の法規違反及び制裁並びに犯罪

第 I 章 査察
第 203 条

第 204 条
第 205 条
第 206 条
第 207 条
第 208 条
第 209 条
第 210 条
第 211 条
第 212 条
第 212 条の 2
第 212 条の 2(1)
第 212 条の 2(2)

第 II 章 行政上の法規違反及び制裁

第 213 条
第 214 条
第 215 条
第 216 条
第 217 条
第 218 条
第 219 条
第 220 条
第 221 条
第 221 条の 2
第 222 条

第 III 章 犯罪

第 223 条
第 223 条の 2
第 224 条
第 225 条
第 226 条
第 227 条
第 228 条
第 229 条

経過規定(略)

第 I 部 総則

第 1 条

本法の規定は公共政策事項であり、メキシコが当事国となっている諸国際条約の規定に反しない限り、共和国を通して遵守されなければならない。本法の行政的施行は、メキシコ産業財産庁を介して連邦行政府の責務である。

第 2 条

本法は、次の事項を目的とする。

- (I) メキシコの工業上及び商業上の活動に、方法及び物における改良のための永続的なシステムを与える基礎を確立する
- (II) 生産分野における工業的応用、技術的改良及び科学技術知識の普及を伴った発明活動を促進し、助長する
- (III) 工業及び商業における物とサービスの質の改良を、消費者利益に沿った形で支援し、推進する
- (IV) 新規にして有用な物の意匠及び表現における創造性を奨励する
- (V) 発明特許の規制と付与、実用新案、意匠、集積回路の回路配置、商標及び商業的スローガンの登録、商号の公示、原産地名称及び地理的表示の保護の宣言並びに営業秘密の規制を通して産業財産権を保護する
- (VI) 産業財産権を攻撃する行為又は産業財産権に関する不正競争を形成する行為を防止し、またそのような行為に対する制裁及び刑罰を規定する、及び
- (VII) フランチャイズの経営における当事者間の法的安定性を確立し、同じフランチャイザーのすべてのフランチャイズ加盟店において差別のない取り扱いを保証する

第 3 条

本法の適用上、

- (I) 「本法」とは本産業財産法をいい、
- (II) 「国際条約」とは、条約締結に関する法律に基づきメキシコが締結する諸条約をいい、
- (III) [廃止]
- (IV) 「産業財産庁」とは、メキシコ産業財産庁をいい、
- (V) 「公報」とは、連邦公報をいい、
- (VI) 「官報」とは、本法第 8 条にいう官報をいう。

第 4 条

その内容が公序良俗、道徳又は適正な慣行に反する場合又は当該内容が法の規定に違反する場合は、本法の適用を受ける法的機関又は組織に対し、特許、登録、許可のいずれも与えられず、また官報での公告も認められない。

第 5 条 [廃止]

第6条

産業財産権に関する行政機関であるメキシコ産業財産庁は、法人格と固有の資産を有する分権組織であり、次の権限を有する。

(I) 経済省下の諸行政機関並びに国内、外国又は国際関係を問わず産業財産権の振興及び保護、技術移転、技術開発の促進並びに研究、技術革新及び製品の差別化を目的とする各種の公的及び民間の組織と連携し、かつその目的のために確立された規則と方針に従い適切な官庁の要求する情報と技術協力を提供する

(II) 産業分野の質、競争力及び生産性を高める科学技術の開発と応用への産業部門の参加を奨励し、国内及び国際的な産業科学技術の進歩と応用及びそれらの目的に対する効果についての研究を行い、かつ、それらの発展を促進するための方策提言を行う

(III) 発明特許、実用新案、意匠、集積回路の回路配置、商標及び商業的スローガンの登録を処理し、該当する場合には、それらを付与し、商標が周知又は著名である旨の宣言を発し、原産地名称及び地理的表示の保護の宣言を発し、かつ、それらの使用について許可する、商号を公示することに加えて、それらの更新、移転又は使用及び実施についてのライセンスの登録、並びに本法及びその規則によって産業財産権の承認及び保護のために与えられるその他の権能

(IV) 産業財産権の無効、消滅及び取消の手段を実施し、本法及び本法に基づく規則に従って決定を行い、かつ、対応する行政的決定を発する、さらに一般的に本法の実行の結果から生じる各要請について決定する

(V) 主張される行政上の法規違反についての調査を行う、査察を命じ実行する、情報及び資料の提供を要請する、産業財産権侵害の防止又は終止のための暫定的手段を命じ実行する、告発された違反者に弁明する機会を与える、及び産業財産権事件における適切な行政上の制裁を課す

(VI) 本法において要請される専門家を指名する、個人又は連邦検察庁によって要求される技術的判定を行う、並びにそのような技術的判定を行うのに必要な諸手続及び証拠収集を行う

(VII) 本法により指名される場合に受託者として行為する、委託された物をすべて適切な官庁に利用させる

(VIII) 本法、本法に基づく規則及びその他の関連規則に従ってなされた行為について産業財産庁が下した決定に対して法の規定する行政上の不服申立の訴が提起された場合に、それらを立証し決定を行う

(IX) 紛争当事者の明確な要請がある場合は、商法第V編第IV部中の規定に従い、本法の保護する産業財産権違反についての損害賠償金支払に関する紛争の裁定者として行為する

(X) 官報での公告を実施し、特許、登録、著名商標である旨の宣言、許可及び付与された公告並びに本法で定められている産業財産権に関する他のあらゆる情報を提供し、電子通信媒体を通して手続を管理するための一般規則を定め、これを運用する。

本法に定められた行政宣言の手続において発せられる最終決定及び付与された特許又は登録の条件又は範囲を補正する如何なる決定も、それらの発行日の直後の月内に、官報に公告されなければならない。

(XI) 産業財産権に関して公衆に普及させ、助言し、またサービスを提供する

(XII) 次の事項を通して、産業に利用される発明の創作を促進し、それらの工業及び商業における開発と使用をサポートし、さらに技術移転を助長する

- (a) メキシコ及び外国で公表された発明についての書類の開示及びそれらについての相談及び使用に関する助言
- (b) 発明及び科学技術研究に係わっている個人及び企業の名簿の作成，更新及び配布
- (c) 発明活動及び製品の意匠と表現の創造性を促進する競技会，コンテスト又は博覧会の開催と賞や認定証の贈呈
- (d) 原型の作成や発明の工業的若しくは商業的開発を行っている又はそれらの活動に融資する事業所や金融機関への助言
- (e) 発明及びそれらの工業的及び商業的な利用に関する活動を促進するための，研究，高等教育又は技術支援に携わる人々，グループ，協会又は研究機関への本法の内容及び適用範囲の周知
- (f) 工業的及び商業的利用が可能な発明及び創造的活動を促進及び奨励するための，政府や国内外の公共及び民間の組織との協力，協調及び調和的活動を規定する協定の締結
- (XIII) 経済活動におけるメキシコの科学技術を創造，開発及び実行することを目的とし産業財産権保護に関する奨励及び支援計画，同様にしてそれらの科学技術の生産性と競争力を向上させるための計画に参加する
- (XIV) メキシコ及び外国で公表される発明に関する収集書類を作成しまた更新する
- (XV) 産業及び科学技術の種々の分野における先行技術の調査を行う
- (XVI) 産業財産権の登録と法的保護を担当する外国の諸機関と運営上及び法律上の経験を交換し合うことを通じて国際的協力を促進する。それらの活動には，スタッフの職業訓練，業務上及び組織上の方法論の移転，出版物の交換及び産業財産権分野における書類やデータベースの内容の更新を含む。
- (XVII) 世界規模で産業財産権の状況についての調査を行い，またそのようなテーマについての複数の国際会議や国際フォーラムに参加する
- (XVIII) 連邦政府の各省その他の機関のために産業財産権に関する一つの諮問機関として行為し，また社会的機関及び民間機関に助言を行う
- (XIX) 専門的，技術的及び補助的の人員に対する教育，訓練及び専門化の計画と課程を策定し実行することによって，産業財産権に関する各種規律に携わる人的資源の育成に参画する
- (XX) 組織的運営計画を策定し実行すること
- (XXI) 経済省の担当部門との協調的態勢の下に，管轄権の範囲内にある諸交渉にあたる，及び
- (XXII) 本法及びその他の適用法規に基づく権限の適切な行使のために必要な他のサービスを提供し手段を実行する

第7条

産業財産庁の運営機関は理事会と長官であり，それらは，第6条及び第7条の2(2)の規定を害することなく，政府機関に関する連邦法及びそれらの根拠規定に定める権限を有する。

第7条の2

理事会は，次の10人の理事によって構成される。

- (I) 議長たる経済大臣
- (II) 経済省が指名する1名の理事

(III) 財務省が指名する 2 名の理事

(IV) 外務省，農業・牧畜・農村開発・水産・食料省，公共教育省，保健省，国家科学技術審議会及び国家計量センターからの各 1 名の理事

各理事の代理が指名され，かかる代理は理事が不在の場合に理事会に出席し，理事の権能及び権利の一切を有するものとする。

第 7 条の 2(1)

長官又はその職を行う者が産業財産庁の法定代理人であり，経済大臣を通じて連邦行政府の指示に基づき理事会によって任命される。

第 7 条の 2(2)

産業財産庁の長官は，本法の第 6 条に言及されている権限の行使についての義務を担い，かつ，その直接的な行使を妨げることなく，理事会によって承認され，かつ，公報に公告される個別の協定において定められるような条件でのみ，それらの権限を委任することができる。

産業財産庁の長官は，公報に公告された協定を通じて，通信の電子手段を通じた手続運用の総則を含め，産業財産庁の運営を促進し，かつ，情報の法的保護を保証するために，出願の提出，手続，基準，指針及び特定の要件に関する規則及び詳細を公布するものとする。

第 8 条

産業財産庁はその官報を発行し，その中で，本法にいう公告を行い，かつ，産業財産及び決定されたその他の事項に係る情報を公衆に知らせる。産業財産庁の官報に記載される決定は公布の翌日から第三者に対する効力を発し，その日は官報上に明記される。

第 II 部 発明，実用新案及び意匠

第 I 章 総則

第 9 条

発明又は実用新案を考案し又は意匠を創作した者又はその権原継承人は，本法及び本法に基づく規則に従い，自ら若しくは自ら授権した第三者を介して自己の利益のために当該発明，実用新案又は意匠を使用する排他的権利を有する。

第 10 条

前条にいう権利は，発明については特許並びに実用新案及び意匠については登録の形で与えられる。

第 10 条の 2

特許又は登録を得る権利は，各場合に依り発明者又は創作者に属する。ただし，第 14 条に規定する場合については別とする。発明，実用新案又は意匠が複数名により共同でなされた場合は，特許又は登録を得る権利は，それら複数の者全ての共有に属する。

複数の者が同一の発明又は実用新案を各独立になした場合は，最初にかかる発明又は実用新案の出願を行うか又は最も早い優先権を主張する者がそれについての特許又は登録を得る優先的権利を有する。ただし，当該出願が放棄されるか又は拒絶された場合は除く。

特許又は登録を得る権利は生存者間で又は相続によって移転することができる。

第 11 条

特許権者又は登録権者には，個人又は企業の何れもなることができる。

第 12 条

本第 1 部の適用上，次の各用語は各号に規定される意味を有する。

(I) 「新規」とは，先行技術に含まれていないものをいう。

(II) 「先行技術」とは，口頭又は書面を通して，国内又は外国における使用若しくはその他の情報伝達手段により公知となっているすべての技術知識をいう。

(III) 「進歩性」とは，その結果がその技術に熟知する者による先行技術から明白に推論することができない創造過程をいう。

(IV) 「産業上の利用可能性」とは，出願に記載される目的上，ある発明が実用性を備え又は経済活動の何れかの分野で生産され又は使用されるという可能性をいう。

(V) 「クレーム」とは，特許出願又は登録出願において保護範囲が明確かつ特定の主張され，そして適切な場合には，対応する権利証書において保護が与えられる物又は方法の本質的特徴をいう。また，

(VI) 「出願日」とは，本法及び本法に基づく規則の要件を満たすことを条件に，当該出願が産業財産庁又は国内の地方経済省事務所に到達した日をいう。

第 13 条

特許又は登録の出願において発明者又は創作者であることを主張する 1 又は複数の個人は発明者又は創作者であると推定される。発明者又は創作者は、出願の公報にその資格で、そして適当な場合には対応する権利証書中に記載される権利を有する。

前段落に示された権利は譲渡できない。この場合、いかなる権利放棄も為されなかったものと見なされる。

第 14 条

連邦労働法第 163 条の規定は雇用関係にある個人によって行われた発明、実用新案及び意匠に適用される。

第 II 章 特許

第 15 条

自然界に存在する材料又はエネルギーを人の特定の需要を満たすよう使用することができる形に変える人の創造は、発明とみなされる。

第 16 条

本法の条項に基づき、進歩性の成果から生じ、産業上の利用可能性を有する新規発明は、特許を受けることができる。ただし、次のものは除く。

- (I) 動植物の発生、複製又は繁殖を目的とする本質的な生物学的方法
- (II) 自然界で発見される生物学及び遺伝学的材料
- (III) 動物の品種
- (IV) 人体及び人体を構成する生きた材料、及び
- (V) 植物の品種

第 17 条

特許出願日又は、該当する場合は、承認される優先日における先行技術が、出願された発明が新規かつ進歩性を有するか否かの決定に利用される。発明が新規であるかの決定に利用される先行技術には、上記基準日より前にメキシコにおいて提出され係属しているすべての特許出願(第 52 条にいう公開がその日より後になされた場合も含む)を含める。

第 18 条

特許出願日又は、該当する場合は、承認される優先日の前 12 月の間に発明者若しくはその権原継承人が何らかの伝達手段により、又は発明の実施により、又は国内若しくは国際見本市において展示することにより当該発明を公知とした場合でも、そのような発明の開示によって新規性は失われないものとする。これに対応する出願を行う場合は、本法に基づく規則に規定される方法により確認書類を添付しなければならない。

特許出願に記載される発明についての公開及び外国官庁により与えられる特許の対象たる発明についての公開は、本条にいう規定には該当しない。

第 19 条

次のものは本法の適用上、発明とはみなされない。

- (I) 理論上又は科学上の原理
 - (II) 従来人間に知られていなかったものの、自然界に既に存在していたものを公開又は公表することにある発見
 - (III) 精神作用を実行し、ゲームを行い、又は事業活動を行うための図式、計画、規則及び方法並びに計算方法
 - (IV) コンピュータプログラム
 - (V) 情報提供の方法
 - (VI) 美的創造物、芸術作品及び文学作品
 - (VII) 人体又は動物に適用可能な外科的処置、治療上の処置又は診断の方法、及び
 - (VIII) 公知の発明の並置、公知製品の混合又はそれらの使用法、形状、寸法又は材料の変更。
- ただし、現実にならざる結合又は一体化の程度が強くて分離しては機能しない場合及びそれら構成要素の特徴又は機能が大きく変化しており当該分野の技術に熟知する者にとっても自明でなかった産業上の結果又は利用法を産み出すように変更している場合は除く。

第 20 条 [廃止]

第 21 条

特許によって与えられる権利は、承認されたクレームによって決定される。明細書と図面又は該当する場合は、第 47 条 (I) にいう寄託された生物学的材料が、クレームを解釈するために利用される。

第 22 条

特許によって与えられる権利は次に対しては効力が及ばない。

- (I) 私的又は学術的分野において非営利目的の下に、純粋に実験的、試験的又は教育的な目的での科学又は技術的な研究活動に従事し、そのような目的のために特許された物若しくは方法と同一の物又は方法を製造若しくは使用する第三者
- (II) 特許物又は特許方法を使用して得られた物を、これらが合法的に市場に出された後に販売し、取得し又は使用する者
- (III) 特許出願日又は、該当する場合は、承認される優先日より前に、特許方法を使用し、特許物を製造し、又はそのような使用若しくは製造の準備をする者
- (IV) 特許発明が他国の輸送機関の一部を構成しかつ当該輸送機関がメキシコの領域を通過する場合におけるそのような輸送機関での当該特許発明の使用
- (V) 生物に関する特許の場合で、他の物を得るために原種の変種又は増殖の出発材料として特許物を使用する第三者(そのような使用が繰り返し行われる場合を除く)
- (VI) 生物で構成される物に関する特許の場合において、特許物が特許権者又は実施権者によって適法に市場に出された後に増殖又は繁殖以外の目的でそれらを使用し、流通させ、又は販売する第三者

本条に規定される行為は、何れも本法の範囲における行政上の違反行為及び犯罪を構成しない。

第 23 条

特許権は出願の日から関連手数料の納付を条件に 20 年間存続するものとし、更新はできない。

第 24 条

特許権が付与された場合は、特許権者は、特許出願についての公開が官報によって有効になされた後、当該特許付与前に特許権者の承諾を得ずに特許対象たる方法又は物を使用した第三者に対し、損害賠償を請求することができる。

第 25 条

特許発明に関する排他的実施権は、特許権者に、次に述べる特権を与える。

(I) 特許主題が物である場合は、他の者が自己の同意を得ないで特許物を製造、使用、販売、販売の申出及び輸入することを防止する権利、及び

(II) 特許主題が方法である場合は、他の者が自己の同意を得ないで当該方法を使用すること、当該方法により直接に得られた物を使用、販売、販売の申出又は輸入することを防止する権利

第 69 条にいう者による実施は、特許権者によってなされたものとみなされる。

第 26 条

特許の存在は、係属中であるか付与されたかのいずれかの状態にある物又は方法についてのみ当該事実を記載することができる。

第 III 章 実用新案

第 27 条

新規かつ産業上利用可能性を有する実用新案は登録を受けることができる。

第 28 条

配列、形態、構造若しくは形状の変更の結果、構成部品に関する異なる機能又は実用性に関する利点を提供する物体、物品、装置及び道具は実用新案とみなされる。

第 29 条

実用新案登録は出願の日から関連手数料の納付を条件に 10 年間存続するものとし、更新はできない。

実用新案の実施並びに登録によって登録権者に与えられる権利の制限については、第 22 条及び第 25 条の規定を適当に準用する。

第 30 条

実用新案の方法及び登録付与は、第 23 条、第 45 条、第 52 条及び第 52 条(2)を除き、第 II 部第 II 章及び第 V 章に含まれる規定に従って適当に行われる。

第30条の2

係属中の実用新案登録出願の公開は、方式に関する審査が承認された後、できる限り速やかに行われるものとされ、早期公開は請求することができない。

第IV章 意匠

第31条

新規かつ産業上利用可能性を有する意匠は登録を受けることができる。

公知の意匠又は公知の意匠の特徴の組合せとは独立に創作されかつそれらとは著しく異なっている意匠は新規とみなされる。

意匠に付与される保護は、技術的考慮又は技術機能作用からのみ要求され、創作者の裁量的寄与を具現していない要素若しくは特性には及ばない。また、意匠たる要素若しくは特性を体現する製品がそれを必須の部品若しくは要素とする別の製品に機械的に統合され又は接続されるために精密な複製を行う必要がある当該の要素若しくは特性についても同様である。ただし、このような保護の制限は、意匠要素が製品の多重的な組立又は接続又は標準寸法システム内の相互連結を果たすことを意図された形態又は形状に存する物には適用されない。意匠は、その外観が前段落にいう要素又は特性のみで構成される場合には保護されない。

第32条

意匠は次のものを含む。

(I) 装飾を目的として工業製品に組み込まれた形状、線又は色彩の組合せであって当該製品に特有の外観を与える産業図面、及び

(II) 工業製品製造のためのひな形又は見本として働く立体形状によって構成されており、何らの技術的効果にも係わらない特有の外観を呈する産業ひな型

第32条の2

本章の適用上、次の定義が適用される。

(I) 独立した創作。他の同一の意匠が、登録出願の提出日前又は承認された優先日前に公知となされていない場合。特徴が無関係な細部においてのみ相違する意匠は、同一なものであるとみなされる。

(II) 著しい程度。意匠の創作における創作者の自由度を斟酌したうえで、分野における専門家に対して当該意匠によって生じる一般的印象、及び登録出願の提出日前又は承認された優先日前に公知となったその他の意匠によって生じる一般的印象との相違。

第33条

意匠の登録出願には次を添付しなければならない。

- I. 意匠の理解とその公開のために十分明瞭な図面又は写真による当該意匠の複製、及び
- II. 意匠が使用される製品の表示

第 34 条

出願における記載は、意匠の図面又は写真による意匠の複製について、それが描写された全体像を明示して簡単に説明する必要がある。

第 35 条

出願には、意匠名称が「言及し、図解した通り」の言葉を後に付したクレームの形で記載されなければならない。

第 36 条

意匠の登録は、出願の提出日から5年間存続するものとし、適用可能な手数料の納付を条件として、最長25年間まで、前記と同じ期間を続けて更新できる。

意匠の登録及びその更新は、官報に公告される。

意匠の実施並びに登録によって登録権者に与えられる権利の制限については、第 22 条及び第 25 条の規定を適切に準用する。

第36条の2

意匠登録の更新は、その期間の満了前6月以内に、所有者によって請求されるものとする。しかしながら、産業財産庁は、第II部第80条に言及されている猶予期間内に提出された請求については処理するものとする。

第 37 条

意匠登録の処理及び付与は、第23条、第45条、第52条及び第52条の2を除き、本部の第II章及び第V章に含まれる規定を適切に準用する。

第37条の2

係属中の意匠登録出願の公開は、方式に関する審査が承認された後、できる限り速やかに行われるものとされ、早期公開は請求することができない。

第 V 章 特許の手続

第 38 条

特許を取得するには願書を産業財産庁に提出しなければならない。願書には、発明者及び出願人の名称及び住所、出願人の国籍、発明の名称並びに本法及び本法に基づく規則の要求するその他の情報を記載すると共に、方式審査及び実体審査に係る手数料を含む必要手数料の納付証を添付する必要がある。

係属中の特許出願及び添付物件は、公開まで秘密とされる。

第 38 条の 2

産業財産庁は、特許出願が第 38 条、第 47 条(I)及び(II)、179 条及び第 180 条の要件に従うことを条件に、願書提出の日時を特許出願日と認定する。

特許出願が願書提出の日において上記段落の条件を満たしていない場合には、かかる要件が充足された日を出願日とみなす。

出願日は、出願間の優先性を決定する。

本法に基づく規則において、出願その他の提出物を産業財産庁に提出する代替的方法を規定することができる。

第 39 条

特許出願は、発明者若しくは発明者の権原継承者が直接に、又は代理人を介して提出することができる。

第 40 条

外国で出願されたものがメキシコにおいて出願がなされる場合は、最初に出願した国における出願日は、メキシコでの出願日が国際条約で定める期間内又は、もしそうでなければ、原出願国における特許出願から 12 月以内に行われることを条件として、優先日として承認することができる。

第 41 条

前条に規定する優先権を付与するためには、次の要件が満たされなければならない。

(I) 特許出願の際に、優先権の主張を行い、原出願国及び原出願国での出願日を明示すること

(II) メキシコでなされる出願において、外国での出願に由来する権利に追加して権利の付与を請求しないこと

全体として外国での出願から発生した権利に追加して権利の付与が請求されている時は、優先権は当該外国出願と対応する範囲においてのみ部分的に承認される。追加的に権利を求めるクレームに関して、優先権の新たな承認を請求することができ、承認されない場合には、第38条の2にいう提出日と一致する新規性の審査に従う。

(III) 国際条約、本法及び本法に基づく規則に定める要件が、願書提出の日から 3 月以内に充足されること

(IV) [廃止]

第 42 条

複数の発明者が相互に独立に同一の発明を行った場合は、特許権は、事情に応じ、最先の出願日又は最先の優先日を具備する出願をした発明者に属する。ただし、その者の出願が拒絶又は放棄されていない場合に限る。

第 43 条

特許出願は、単一の発明又は相互に関連して単一の発明概念を構成する複数の発明に関するものでなければならない。

第 44 条

出願が前条の要件を満たさない場合は、産業財産庁は、出願人に書面通知を与え、出願人が 2 月以内に当該出願を複数の出願に分割し当初の出願日及び承認優先日を分割された各出願の出願日及び承認優先日として維持することができることを知らせる。上記期間内に出願人が

その出願を分割しない場合は、当該出願は、放棄されたものとみなされる。

第 45 条

1 の特許出願には次の複数のクレームを含むことができる。

- (I) 完成品に関するクレーム及びその物の製造又は使用のために特に工夫された方法に関するクレーム
- (II) ある方法に関するクレーム及びその方法の使用のために工夫された装置又は手段に関するクレーム、及び
- (III) 完成品に関するクレーム、その物の製造のために特に工夫された方法に関するクレーム及びその方法の使用のために特に工夫された装置又は手段に関するクレーム

第 46 条

実用新案又は意匠を実施するための方法及び機械若しくは装置は、当該実用新案又は意匠についての出願とは別に特許出願の対象とすることができる。

第 47 条

特許出願には次のものを添付しなければならない。

- (I) 発明の明細書。これは十分に明確であり、かつ完全に理解できるに足りるものであって、該当する場合には当該事項における技術及び通常の知識を有する者が実施できる程度の説明足りうるものでなければならない。さらに、発明の明細書からは明確とならない場合には、出願人が知る当該発明を実施する最良の方法及び発明の産業上の利用を実証する情報も含めなければならない。
明細書の説明のみでは詳細が十分に明らかではない生物学的材料の場合は、本法に基づく規則に従い、産業財産庁が承認した機関への寄託に関する記録をもって出願を補完しなければならない。
- (II) 明細書の理解のために必要な図面
- (III) 1 又は複数のクレーム。このクレームは簡潔で明快なものでなければならず、かつ明細書の記載内容を超えてはならない。及び、
- (IV) 明細書の要約。これは公開の目的のためにのみ用いられるもので、技術情報の 1 の要素として役立たせられる。

第 48 条

特許出願を分割しなければならない場合は、出願人は、各出願につき必要な明細書、クレーム及び図面を提出しなければならない。ただし、当初の出願時に提出された優先権主張に関する書類及びその翻訳文並びに該当する場合は、譲渡証書及び委任状については改めて提出する必要はない。提出する図面及び明細書は、如何なる点でも、原出願において意図した発明を変更するものであってはならない。

第 49 条

出願の内容が請求した権利と一致していないと思われる時は、出願人は特許出願を実用新案又は意匠の登録の出願に変更することができ、またその逆も可能である。

上記の出願変更は、出願が放棄されていないことを条件に、出願日から3月以内又は産業財産庁が出願人に出願変更を要求する日から3月以内になされなければならない。出願人が産業財産庁の認める期間内に出願変更を行わない場合は、当該出願は、放棄されたものとみなされる。

第50条

特許出願がなされると、産業財産庁は、書類の方式審査を行うと共に同庁において必要と認める詳細化又は明確化を求めまた脱漏の訂正を求めることができる。出願人が、このような産業財産庁の要求を2月以内に満たさない場合は、当該出願は放棄されたものとみなされる。

第51条 [廃止]

第52条

係属中の特許出願は、出願日又は該当する場合は承認された優先日から18月が経過した後、できる限り早く公開される。出願人の請求がある場合は、出願は、この期間が経過する前でも、公開される。

第52条の2

産業財産庁は、前条に言及されている官報への公開日から2月以内に、出願が本法の第16条及び第19条の規定に従っているか否かについての情報を、如何なる者からも受けることができる。

産業財産庁は、適切と考える場合、出願の実体審査に関する技術的な裏付け書類として、そのような情報を考慮することができるが、その範囲を決定することの義務を負わないものとする。産業財産庁は、適切と考える場合、出願人が権限付与されている意見を書面で提出することができるように、提供されている情報及び書類を出願人へ通知することになる。

情報の提出は、手続を中断することなく、また、その情報を提出した者に対して、利害関係人、第三者又は当事者の権限を与えることもなく、かつ、該当する場合には、本法の第78条に言及されている措置が実行されるものとする。

第53条

特許出願が公開されかつ関連手数料が納付されると、産業財産庁は、第16条に定める要件が満たされているか否か、又は当該発明が第16条及び第19条に規定する事由の何れかに該当するか否かを決定するために発明の実体審査を行う。

手続審査を行うために適切と判断する場合は、産業財産庁は、国立専門機関に技術上の援助を要請することができる。

第54条

産業財産庁は、外国特許庁による実体審査又はこれと同等のものによる結果、場合によってはそのような外国特許庁の与えた特許証の写しを受入れ又は要求することができる。

第 55 条

次の場合は、産業財産庁は、出願人に対して、外国特許庁によってなされた調査若しくは審査に関するものを含め必要と考えられる追加的又は補足的な情報又は書類を 2 月以内に提出することによって、クレーム、明細書若しくは図面を補正し又は適切な明確化を行うよう出願人に書面で要求することができる。

(I) 実体審査を実施するために必要であると産業財産庁において判断する場合、及び
(II) 実体審査中若しくは実体審査の結果として、請求された発明が特許要件を充足していないこと又は第 16 条及び第 19 条に規定する事由の何れかに該当することが明らかになった場合

本条にいう期間内に、出願人が産業財産庁による要求に応じない場合は、当該出願は、放棄されたものとみなされる。

第 55 条の 2

第 50 条及び第 55 条にいう要求に応じて又は出願人の自発的補正によって提出される書類には、全体としての原出願に含まれるものを超える範囲の追加事項又はクレームを含ませることはできない。

自発的な補正は、第 56 条及び第 57 条にいう特許付与の適切性又は拒絶の決定が発せられるまでの間に限り行うことができる。

第 56 条

産業財産庁が特許付与を拒絶する場合は、同庁は、その決定の法的根拠及び理由を書面で出願人に通知する。

第 57 条

特許付与が進められる場合、産業財産庁は、2 月以内に公告のために必要な要件を満たしかつ特許証発行のために必要な手数料の納付証を同庁に提出するように書面で出願人に通知する。出願人が決められた期間内に上記の要求を満たさない場合は、出願は、放棄されたものとみなされる。

第 58 条

第 44 条、第 50 条、第 55 条及び第 57 条にいう要件の充足に関し、関係人は延長請求をせずに、要件を充足した月に対応する手数料の納付証を提出することで 2 月の追加期間を与えられる。

前段落にいう追加期間は、上掲の各条に定める 2 月の期間の満了日の翌開庁日から起算される。

出願人が当初の期間又は本条に定める追加期間中に所定の要件を充足しない場合又は対応する手数料の納付証を提出しない場合は、当該出願は放棄されたものとみなされる。

第 59 条

産業財産庁は、特許権者に対して、証明及び公的承認として各特許につき特許証を発行する。特許証は明細書、クレーム及び、もしあれば、図面を各 1 部含み、かつ次の情報が記載され

る。

(I) 特許番号と分類

(II) 特許証が発行された者の名称及び住所

(III) 発明者の名称

(IV) 出願日，承認された優先日及び特許証発行日，

(V) 発明の名称，及び

(VI) 法令に制定されている条件に基づいて有効な権利を維持するための手数料の納付を条件とする有効期間及び満了日。

第 60 条

特許が付与された場合は，産業財産庁は，官報において当該特許を公告する。これには第 47 条(IV)及び第 59 条にいう情報を含める。

第 61 条

付与された特許証の本文又は図面の訂正は，次の場合に限り許される。

(I) 明白な誤り又は方式の誤りの訂正，及び

(II) クレームの範囲の限定

当該訂正が認められた場合は，官報で公示される。

第 VI 章 ライセンス許諾及び権利の移転

第 62 条

特許又は登録により与えられる権利及び係属中の出願から生じる権利は，一般の法令に定める条件と手続の下に権利の全部又は一部を担保に供しまた移転することができる。権利又は担保権の移転を第三者に対抗するには，それを産業財産庁に登録しなければならない。

2 以上の係属中出願又は 2 以上の特許若しくは登録の所有権の移転人と被移転人が各移転を通して同一である場合は，そのような複数移転の登録は，1 の申請によって求めることができる。ただし，申請人は移転の記載を求める出願，特許又は登録を個別に明示しなければならない。また，関係する出願，特許又は登録の数に応じた所定の手数料が納付されなければならない。

第 63 条

特許又は登録の所有者は，契約に基づき，それらをライセンスすることができる。ライセンスを第三者に対抗するには，それらを産業財産庁に登録しなければならない。

2 以上の係属中の出願又は 2 以上の特許若しくは登録についての権利のライセンス許諾の登録をしようとする実施許諾者及び実施権者が各事件において同一である場合は，単一の申請で提出することができる。ただし，申請人は，登録の記載がなされる出願，特許又は登録を個別に明示しなければならない。また，関係する出願，特許又は登録の数に応じた適正な手数料が納付されなければならない。

第 64 条

特許、登録、ライセンス又は担保権の移転を産業財産庁に登録するには、本法に基づく規則に定める方法による申請を行うことで足る。

第 65 条

次の場合は、ライセンス登録の取消原因となる。

- (I) 特許権者又は登録権者と実施権者が共同で要請する場合
- (II) 特許又は登録が無効又は終了の場合
- (III) [廃止]
- (IV) 裁判所の命令による場合

第 66 条

ライセンスは、対象である特許若しくは登録の存続期間が満了している場合又はそれらの存続期間が特許若しくは登録の存続期間よりも長い場合は登録されない。

第 67 条

別段の定がある場合を除いて、ライセンスの許諾は特許権者又は登録権者が他の者にライセンスを許諾すること又は同時に自ら特許を実施することを妨げるものではない。

第 68 条

産業財産庁に登録されるライセンスが付与された者は、別段の規定がある場合を除いて、自己が特許権者であると同様に当該特許権を防衛するために訴訟を提起することができる。

第 69 条

産業財産庁へ登録されるライセンスが付与された者による特許の実施は、強制実施の場合を除いて、特許権者による実施とみなされる。

第 70 条

発明が適正な理由なく実施されていない場合は、特許付与の日から 3 年間又は出願日から 4 年間のどちらか遅い方が経過した後、何人も当該発明の強制ライセンスを求める申請を産業財産庁に対して行うことができる。

特許権者又は契約による実施権者が特許物又は特許方法によって得られた物を輸入している場合は、強制ライセンスは付与されない。

第 71 条

強制ライセンスの申請を行う者は何人も、特許発明を有効に実施するに足る技術的及び経済的能力を有していなければならない。

第 72 条

最初の強制ライセンス付与に先だち、産業財産庁は、特許権者に対して、当該特許権者への直接的通知の日から 1 年以内に当該特許を実施する機会を与えるものとする。産業財産庁は、

当事者の聴聞を行った後、強制ライセンス付与についての決定を行う。当該ライセンスを付与する場合は、同庁は、その期間、条件及び範囲並びに特許権者に支払うべきロイヤルティの額を決定する。

強制ライセンスが既に与えられている特許について別の強制ライセンスの申請がなされた場合は、既存の強制実施権者に対する通知及び聴聞が行われる。

第73条

最初の強制ライセンス付与の日から2年間が経過した時点で、当該強制ライセンスの付与によっても特許権者による特許不実施が解消されていない、又は当該特許権者による実施を証明しないか、産業財産庁において正当とみなせる不実施の理由を証明しない場合は、同庁は、当該特許消滅を行政目的のために宣言することができる。

強制実施権者のロイヤルティ支払義務は、特許が無効とされ若しくは存続期間が満了するか、又は本法に定めるその他の事由がある場合終了する。

第74条

併発する理由により正当化される場合、特に、特許権者が強制ライセンスの条件よりも有利な条件で契約によるライセンスを与えた場合は、産業財産庁は、特許権者又は強制実施権者の要請によりライセンス条件の改訂を命じることができる。産業財産庁が強制ライセンス条件の改訂を行うには事前に当事者の聴聞を行わなければならない。

第75条

強制実施権者は、自己へのライセンス付与の日から2年以内に特許の実施を開始しなければならない。この要件に従わない場合は、産業財産庁は、同庁において不実施に正当な理由があると判断する場合を除いて、特許権者の請求又は職権により当該ライセンスを取り消すことができる。

第76条

強制ライセンスは非独占とする。強制実施権者は、産業財産庁の承認があり、かつ当該特許の実施に用いられる関係生産設備と共に移転する場合に限って、ライセンスを移転することができる。

第77条

一般保健評議会による優先的配慮が要求される甚大な災害を含め、緊急事態又は国家の安全上の理由としかつそのような理由が存在する限りにおいて、産業財産庁は、公共の利益に関係する一定の特許ライセンスが与えられなければ主要な必需品又は医薬品の生産やそれらの公衆への供給及び分配が妨げられ、害され又は価格上昇をもたらすと判断する場合は、そのような特許を実施することができる旨の宣言を公報において発するものとする。

非常事態の原因である又は国家の安全を脅かす甚大な疾病の場合、一般保健評議会は、優先的配慮の必要を正しいと判断する中で、委員会が主体的に、又は一般保健評議会が認定した疾病を専門とする国家機関による書面での要求に応じて、優先的配慮の宣言を発行するものとする。ひとたび委員会の宣言が公報において発せられると、製薬会社は産業財産庁に対し、

公益事業のライセンスの付与を要求でき、産業財産庁は、一般保健評議会の意見に従った場合に正しいとされるできる限り短い期間において、産業財産庁に請求提出日から 90 日以内に、当事者の聴聞の後当該ライセンスを付与しなければならない。保健省は生産及び品質の条件、当該ライセンスの期間及び範囲並びに申請人の技術的能力の格付けを決定しなければならない。両当事者の聴聞後、産業財産庁は特許権者に対する正当なロイヤリティの総額を確定しなければならない。この付与は第 25 条(I)又は(II)にいう特権の一つ又はすべてを網羅することができる。本条第 2 及び第 3 段落にいう公益ライセンス付与を除いて、第 72 条第 2 段落に含まれる条件に従って他のライセンスが付与されなければならない。本条にいうライセンスはどれも非独占的であり、又、非移転性である。

第 VII 章 特許及び登録の無効及び消滅

第 78 条

特許及び登録は、次の場合は無効とする。

(I) 特許又は登録が特許付与若しくは実用新案又は意匠登録の要件規定に違反して与えられた場合

本項の規定の適用上、特許付与又は登録に関する要件を定めている規定は、第 16 条、第 19 条、第 27 条、第 31 条及び第 47 条である。

(II) 特許又は登録が、その時点で効力を有している他の法律規定に反して与えられた場合
本号に基づいて特許又は登録の無効を主張する訴は、当該特許又は登録の出願人の法的代理に対する異議に基づくものであってはならない。

(III) 審査の過程において当該出願が放棄された場合、及び

(IV) 特許又は登録が重大な錯誤又は過失により無効とされた場合又はそれを受ける資格のない者に与えられた場合

(I)及び(II)に規定される無効を求める訴はいつでも提起することができる。他方、(III)及び(IV)に定める事由に基づく無効の訴は、官報における特許又は登録の公告が発効した日から 5 年以内に提起されなければならない。

無効が複数クレーム中の 1 若しくは数個又は 1 のクレームの一部にのみ関わる場合は、無効の宣言は、関係するクレーム又はクレームの一部についてのみ発することができる。無効の宣言は、該当するクレームの指定又は限定の形で行うことができる。

第 79 条

無効の宣言は、本法の定めるところに従い、産業財産庁が職権で若しくは個人又は連邦政府が利害関係を有する特定の場合は、連邦検察庁の請求により行政的目的の命令として発せられる。無効の宣言は、出願日に遡って関係の特許又は登録の効力を失わせる。

第 80 条

次の場合は、特許又は登録は満了となり、それらが保護する権利は公共財産となる。

(I) 存続期間の満了

(II) 特許又は登録の権利を維持するために納付すべき手数料が所定期限内に支払われず、かつ当該期限満了後認められる 6 月の猶予期間内にも納付されない場合

(III) 第 73 条に規定する場合

(IV) 意匠登録の場合において，本法の規定に基づいて更新されないとき

本条(I)，(II)及び(IV)に言及されている消滅は，産業財産庁による行政宣言を必要としない。

第 81 条

手数料が適時に納付されなかったために特許又は登録が満了となった場合は，前条(II)に示された猶予期間に続く 6 月内に回復申請を行い，かつ，未納付手数料を追加料金と共に納付することによって，当該特許又は登録の回復を得ることができる。

第 III 部 営業秘密

第 82 条

個人又は企業が保有し、秘密性を有し、かつ、経済活動を行う上での第三者に対する競争上又は経済上の利益を確保若しくは維持することに関連する産業上若しくは商業上の利用可能性を有する情報で、それに関して当該個人又は企業が利用を制限し秘密性を維持する十分な手段又はシステムを採用しているものは営業秘密とみなす。

営業秘密を構成する情報は、物の性質、特性又は目的、生産の方法若しくは過程又は物を配給若しくは販売し又はサービスを提供する方法若しくは手段に関するものでなければならない。

公共財産である情報、従来知られている情報に基づき当該分野の熟練技術者にとってすぐに理解できる情報及び法律の規定又は裁判所の命令によって開示を必要とする情報は営業秘密とはみなされない。営業秘密として所有する者によって官庁に提出される情報は、それが免許、許可、認可、登録、その他官庁の如何なる措置取得のために提出される場合も、公共財産であるとみなされずまた法律の規定によって開示されるものともみなされない。

第 83 条

前条にいう情報は、書類、電子若しくは磁気媒体、光ディスク、マイクロフィルム、フィルム又はその他類似の情報媒体で構成されるものでなければならない。

第 84 条

営業秘密を保有する者は、第三者に対して当該秘密情報を移転し又は使用を許諾することができる。使用を許諾された者は、如何なる手段かを問わず当該秘密情報を他の者に開示してはならない。

専門知識、技術援助及び基本的又は詳細エンジニアリングを提供する契約は提供されるサービスを構成するべき営業秘密を保護する守秘条項を含むものとし、かつ当該条項は秘密として扱われるべき要素を特定しなければならない。

第 85 条

職種、雇用内容、業務若しくは地位、職業慣行又は企業関係行為に基づき、秘密情報であることを告知された営業秘密に接する者は、正当な事由があり、かつ当該秘密の所有者又はその使用权者の同意がある場合を除いて、その秘密を開示してはならない。

第 86 条

いかなる個人又は企業も、営業秘密を取得する目的の下に、他の者のために現在働いているか過去に働いたことのある労働者を、又はその者のために現在サービスを提供しているか過去に提供したことのある専門家、アドバイザー若しくはコンサルタントを雇用するものは、当該の者に生じた損害又は損失について賠償義務を負う。

営業秘密を構成する情報を違法な手段により取得した個人又は企業も、同様に損害又は損失について賠償義務を負う。

第 86 条の 2

新しい化学成分を使用する医薬品又は農産物の効果と安全性を決定するために特別法によって要求される情報は、メキシコが当事国となっている国際条約に基づいて保護される。

第 86 条の 2(1)

何らかの司法又は行政上の手続に関係する当事者中のある者が営業秘密を開示することを要求される場合は、審理を行う当該司法又は行政当局は、紛争に関係のない第三者にその秘密が漏洩することのないよう必要な手段を取るものとする。

利害関係のない者は、如何なる場合も、前段落にいう営業秘密を開示又は利用してはならない。

第IV部 商標、広告スローガン及び商号

第I章 商標

第87条

如何なる自然人又は法人も、自身が提供する事業、取引又はサービスにおいて商標を使用することができる。ただし、その排他的使用の権利は、産業財産庁への登録によって獲得しなければならない。

第88条

標章とは、感覚によって知覚でき、かつ、保護の、明瞭で正確な対象が設定でき、また、市場における同種又は同範疇の他のものから商品又はサービスを区別するような態様で表示されることができる何らかの標識として理解される。

第89条

次の標識は、商標を構成することができる。

(I) 名称、文字、数字、図形要素、色彩の組合せ、及びホログラム標識

(II) 立体の形状

(III) 商号及び会社名称又は企業名称。ただし、第90条に該当するものは除く

(IV) 個人の固有名称。ただし、登録商標又は公示されている商号と混同しないもの。

(V) 音。

(VI) 匂い。

(VII) 複数の作用する要素、その中でもサイズ、デザイン、色、形、ラベル、包装、装飾を含むイメージの要素、又は組み合わせられたときに市場で商品又はサービスを区別するその他のすべての要素、及び

(VIII) 本条のIからVIまでに記載した標識の組合せ

第90条

次のものは、商標として登録することができない。

(I) 商標の保護が求められる商品又はサービスの技術的又は普通に用いられる名称、及び日常語や商慣行によって通常的又は一般的な要素となっている何らかの言葉、名称、句、又は図形要素

(II) 公共財産であるか、又は普通に使用されるようになっている立体形状、識別性を欠如する立体形状、及び商品及びサービスの通常の、日常的な形状、又は商品若しくはサービスの性質又は機能によって定められる形状

(III) 公共財産であるホログラム及び識別性を欠如しているホログラム

(IV) 標識であって、その特徴を全体として考慮すると、当該標識が区別することを意図する商品又はサービスを説明しているもの。それらのものは、商品若しくはサービスの種類、品質、数量、構成、用途、価格、原産地又はその提供時期を識別するために、取引において使用される説明的又は表示的な標識を含む

(V) 孤立した文字、数字又は色彩。ただし、それらが、自体に顕著性を与える他の標識と組

み合わされているか、又は当該標識を伴っている場合は除く

(VI) 登録を受けることができない言葉の翻訳、恣意的に変更された綴り又は人工的な構成、同様に登録を受けることができない標識の字訳

(VII) 許可なしで複製又は模倣している標識：国家、州、地方自治体又は同等の行政区分の紋章、旗章若しくは記章、更には政府若しくは非政府機関の国際文書の、国際機関の、又は他の公的に承認された機関の、完全名称若しくは略称、記号、記章又はその他の標識並びにそれらの呼称

(VIII) 所轄官庁の許可なしで、メキシコ国によって採用される監督用若しくは証明用の公的記号若しくは印章、又は硬貨、銀行券、記念硬貨、又はメキシコ国内外の支払いの何らかの公的手段を複製若しくは模倣している標識

(IX) 公的に承認された展示会、物産展、集会、文化行事又はスポーツ行事において授与される勲章、メダル又はその他の賞の名称、記号又は図式表示を複製又は模倣する標識

(X) 固有又は普通の地域及び地図、並びに住民の名称、地名、名詞又は形容詞であって、商品又はサービスの出所を表示し、かつ、そのような出所に関する混同若しくは誤認を生じさせる可能性があるもの。それらは、「種類(kind)」、「型(type)」、「様式(style)」、「模造品(imitation)」、「において生産される(produced in)」、「において製造される(manufactured in)」のような表現及び消費者に対して混同を来し、又は不正競争を暗示する可能性のある同様な表現を伴うものを含む

(XI) 原産地名称、地理的表示及び一定の商品の製造若しくは生産又は一定のサービスの提供によって特徴づけられる場所の名称又は記号並びに「種類」、「型」、「様式」、「模造品」、「において生産される」、「において製造される」のような表現及び消費者に対して混同を来し、又は不正競争を暗示する可能性のある同様な表現を伴うもの

(XII) 特異性があり、混同の虞がなく、かつ、一定の商品の生産又は一定のサービスの提供について知られている、所有者の同意が得られていない私有地の名称

(XIII) 使用時に、提携関係の誤認の虞を来し、又は一般消費者への連携、誤解、混同、欺罔を引き起こす可能性のある、名声、認知、又は著名性を獲得した人々の名称、苗字、ニックネーム又は筆名。ただし、それらが、前記した者によって、又はその者若しくは対応する権利を有する者の明示の同意を得て使用されていない場合に限る。

同様に、人物のイメージ、識別可能な音声、肖像及び署名は、その人物の、又は当該人物が死亡している場合には、対応する権利を有する者の明示の同意なしで、商標として登録することができない

(XIV) 文学作品又は芸術作品の名称と同一若しくは混同させる程に類似した名称又は用語、加えて、前記した作品の諸要素の複製又は模倣、両方の場合において、前記した作品と関連性又は提携関係が存在するという正当化されていない信用に基因して、公衆を欺罔するか又は誤解させる可能性のある該当性又は認知をそれらの名称又は用語が有するとき。ただし、対応する権利の所有者が、そのことを明示的に許可しない場合に限る。

同様に、文学作品又は芸術作品の全体的又は部分的の何れかにおける複製は、著作権所有者の許可なしでは、商標として登録できない。

想像上の若しくは象徴的キャラクター又はそのような該当性若しくは認知を有する実在人の肖像の何れも、対応する権利の所有者又は当該所有者の同意を得ている第三者によって請求されない限り、商標として登録できない。

(XV) 公衆を欺く又は誤解させる虞のある標識。当該標識は、区別することを主張している商品又はサービスの性質、構成要素、品質又は事業の出所に関して虚偽表示を構成するものを意味すると理解される

(XVI) 商品又はサービスに適用される第4部の第II章の2の見地から、産業財産庁がメキシコ国内において周知商標であると考えるか又は宣言した標章と同一又は混同させる程に類似している標識であって、登録請求されている商標が以下に当てはまりえた場合。

- (a) 周知商標の所有者との混同又は連携関係の誤認の虞を来すこと
- (b) 周知商標の所有者によって許可されていない使用を構成すること
- (c) 周知商標の名声の喪失を来すこと、又は
- (d) 周知商標の顕著性を希釈化すること

本障害は、登録出願人が周知商標の所有者である場合には適用されないものとする。

(XVII) 商品又はサービスに適用される第4部、第II章の2に従って、産業財産庁が著名であると考え、又は著名であると宣言した標章と同一又は混同させる程に類似している標識。

本障害は、登録出願人が著名商標の所有者である場合には適用されないものとする

(XVIII) 登録処理が進行している間において、先に提出された標章又は同一若しくは類似の商品若しくはサービスに適用されている登録された現行の商標と同一又は混同させる程に類似している標識。これらの標識は、同一の商品又はサービスを区別するために、同一の所有者によって既に登録された、又は登録処理中の別の商標と同一であるものを含む

(XIX) 主たる事業が、商標が保護することを意図している商品の製造若しくは販売又はサービスの提供である会社又は工業、商業又はサービス施設に適用されている商号と同一又は混同させる程に類似している標識であって、当該商号が、当該商標の登録出願の提出日又はその宣言された使用の日付に先立って使用されていたことを条件とするもの。これは、公示されている同一の商号が存在しない場合に、商標に係る出願が商号の所有者によって提出されるときには、当てはまらない

(XX) 先に提出された係属中の商標若しくは登録され、かつ、現存する商標と同一若しくは混同させる程に類似している自然人の固有名称、又は同一若しくは類似の商品若しくはサービスに適用されている公示された商号

(XXI) 区別されるべき商品又はサービスに関して、消費者間に混同を来す可能性がある保護された植物品種及び動物品種について言及している名称又は要素を複製又は模倣している標識、及び

(XXII) 不正に出願された標識。不正は、とりわけ、登録が、産業財産権体系において、事業又は工業における善良な使用、実施及び慣行に反する仕様で適用される場合又は正当な所有者の損害に対して不当な利益若しくは利点の獲得を意図する場合を意味すると理解される。本条の(I)、(II)、(III)、(IV)、(V)及び(VI)の規定は、出願がなされる商品又はサービスに対して、事業の過程においてなされた使用から結果として生じる顕著性を商標が取得した場合には、適用されない。

(II)の規定は、性質又は機能に固有の形状が識別性を獲得することができないという理解のもとで、立体形状が事業の過程においてなされた使用から顕著性を取得した場合には、適用されない。

(XVIII)、(XIX)及び(XX)の規定は、本法の規則に従って、明示の同意が書面で提供されている場合には、本条において言及されている混同させる程に類似する商標に適用できない。

第 91 条

次の場合には、登録商標又は別の登録商標と混同させる程に類似する商標は、事業所又は企業の商号若しくは会社名称又は企業名称として使用したり、その一部とすることはできない。

(I) 当該事業所若しくは企業が、当該商標が使用される対象と同一若しくは類似した商品若しくはサービスの生産、輸入又は販売に従事し、かつ

(II) 当該商標の商標権者又は権限を与えられた者による書面上の同意を得ていない場合。

上記に違反した場合は、登録商標又は登録商標と混同させる程に類似した商標を商号又は団体名称又は企業名称から除去し、かつ、損害賠償を請求される可能性があるのとは別に、本法に定める制裁賦課の対象となる。

本条の規定は、登録商標の出願日又はその最初の使用の宣誓日より前に上記の商標を組み入れている商号及び会社名称若しくは企業名称については適用しない。

第 92 条

商標の登録は、次の者には対抗力を有していない。

(I) メキシコの領土内において同一又は類似の商品又はサービスのために同一又は混同させる程に類似する商標を使用する善意の第三者で、その継続した使用を当該商標の出願日又は最初の使用の宣誓日より前に開始している者。そのような第三者は、当該商標登録の公示日から 3 年以内に自己の使用している標章の商標登録出願を行うことができる。ただし、それに先立ち、当該商標の無効宣告を申請しその宣告を得ておく必要がある。

(II) 登録商標が使用される商品を、それが当該商標の商標権者又はその使用権者によって合法的に市場に導入された後に、販売、配給、取得若しくは使用する者

上記の行為は、本法に基づく規則の適用を条件として、メキシコ国内での使用、配給又は販売のために行われる登録商標使用対象たる合法的な商品の輸入も含むものとする。

(III) 個人又は企業を問わず、自己の名称又は会社名称若しくは企業名称をその生産若しくは販売する商品、提供するサービス又は運営する企業の名称として、又は自己の商号の一部として使用する者。ただし、そのような名称が継続的に使用され、かつ商標としての登録又は商号としての公示がなされている同音語と明確に区別することができる特性を有することを条件とする。

本条に規定する行為は何れも、本法の意味での行政上の法規違反及び犯罪を構成しない。

第 93 条

商標は、本法に基づく規則に規定される分類に従い、特定の商品又はサービスに関して登録される。

ある商品又はサービスがどの類に属するかは、最終的には産業財産庁によって決定される。

第 94 条

ある商標が一旦登録されると、その保護対象としての商品又はサービスの数は、同一類に属するものについても増やすことはできない。ただし、対象の商品又はサービスの数を縮減することは、要請のあるごとに可能である。

登録商標をもって異なる商品又はサービスを保護するには、新規に登録を得なければならない

い。

第95条

商標登録の存続期間は出願日から10年とし、同一の存続期間で何回も更新することができる。

第II章 団体商標及び証明商標

第96条

合法的に結成された商品の生産業者、製造業者、取引業者又はサービス業者の組織又は団体は、その構成員の商品又はサービスが、第三者の商品又はサービスとの識別性のある共通の品質又は特徴を有する場合には、当該商品又はサービスを市場において区別するために団体商標の登録を出願することができる。

第97条

団体商標を所有する組織又は団体の構成員は、商標と共に用語「登録団体商標」を使用することができる。

第97条の2

団体商標の使用規約は、当該商標の出願と共に提出され、以下を含む。

- (I) 当該商標の所有者となる組織又は団体の名称
 - (II) 商標の表示
 - (III) 当該商標が適用される商品又はサービス
 - (IV) 商品又はサービスの共通の特徴又は品質
 - (V) 製造、生産、並びに一次的、二次的及び三次的包装の工程
 - (VI) 当該商標が第三者に移転できないこと及びその使用が組織又は団体の構成員のために確保されていることの表示
 - (VII) 商標の使用を管理し、使用規約を遵守するための機構
 - (VIII) 使用規約に不遵守の場合における制裁
 - (IX) 商標の保護のために提起されるべき法的措置についての表示、及び
 - (X) 出願人が関連すると考えるその他の情報。
- (IX)の場合では、如何なる補正も、第三者に対抗するために、産業財産庁へ登録されなければならない。

第97条の2(1)

団体商標はライセンス許諾できず、また、第三者へ移転することもできず、その使用は、組織又は団体の構成員のために確保される。

特別の規定が存在しない場合、団体商標は、本法の商標のための規定によって支配されることになる。

第98条

証明商標とは、商品及びサービスの品質又はその他の特徴が、それらの所有者によって証明される当該商品及びサービスを区別する標識を意味する以下のようなものである。

- (I) 商品の構成要素
- (II) 商品が製造され、又はサービスが提供されてきた条件
- (III) 商品又はサービスの品質、工程又はその他の特徴、及び
- (IV) 商品の原産地

第98条の2

証明商標は、商品の特定の品質、世評又はその他の特徴が原産地に本質的に帰属する場合には、地理上の地域の名称からなる又は当該名称を含むことができるか、当該地域を原産地とする商品を識別する、当該地域に言及しているその他の周知の表示を含むことができる。証明商標として保護される国内の地理的表示の場合には、それらの表示は、連邦の公共財産における資産であると理解されることになる。

第98条の2(1)

如何なる法人も、商標によって証明されるものと同一の性質又は形式の商品の供給又はサービスの提供を含む事業活動を実施しない限り、登録出願することができる。

証明商標が国内の地理的表示からなる場合には、登録の出願は以下の者によってのみなすことができる。

- (I) 当該商標によって保護されるべき商品の抽出、生産又は製造に直接的に従事している法人
- (II) 表示によって保護されるべき商品に関与した製造業者又は生産業者の会議所又は組織
- (III) 連邦政府の機関又は出先機関、及び
- (IV) 保護されるべき商品が抽出され、生産され又は製造されている領土又は地理上の地域における連邦の州政府。

第98条の2(2)

証明商標の登録出願には、以下についての詳細を含む使用規約を伴わなければならない。

- (I) 当該商標が適用される商品又はサービス
- (II) 当該商標の表示
- (III) 原材料の出所、生産の条件、その処理手続、その物理的、化学的、毒性的、細菌学的又は利用上の特徴及びその構成又はラベル付けのような商品又はサービスの特別な特徴を定義している技術仕様
- (IV) 前項において表示されている特定の特徴を証明するための手続
- (V) 品質管理が、相違するステージにおいて、及び、その処理及び販売において、商品の生産のために講じられなければならないことについての手配及びスケジュール
- (VI) 使用規約に対する不遵守に関する制裁枠組、
- (VII) 当該商標がライセンス許諾できないことの表示、
- (VIII) 商標の保護のために提起されるべき法的措置についての表示
- (IX) 妥当な場合には、使用規約が、メキシコ公式規格(Official Mexican Standards)、メキ

シコ規格 (Mexican Standards) 又は国際規格若しくは指針と合致する範囲, 及び

(X) 出願人が関連すると考えるその他の情報。

前記規約は, 当該規約を遵守する如何なる者に対してもアクセスを許容する。

(VIII) の場合では, 如何なる変更も, 第三者に対抗するために, 産業財産庁へ登録されなければならない。

第98条の2(3)

証明商標はライセンス許諾することができず, その使用は, 当該使用規約に特定されている条件を満たす者のために確保される。

証明商標は, 特別の規定が存在しない場合には, 本法の商標のための規定によって支配されることになる。

第98条の2(4)

証明商標の所有者は, 自身の商品又はサービスが使用規約に特定された条件を満たすいずれの者に対しても使用を許可する。

許可された所有者のみが, 証明商標と共に, 用語「登録証明商標 (Registered Certificate Mark)」を用いることができる。

国内の地理的表示を保護している証明商標の場合では, 第5部, 第III章「使用許可 (Authorization of Use)」において定められた規定が遵守されなければならない。

第98条の2(5)

産業財産庁が申請及び支払われた関連する手数料を受取ると, 提出された当該要素及びデータ並びに書類が審査される。産業財産庁の見解として, 前段落でいう要素及びデータ並びに書類が法的要件を満たしていない, 又は申請の要素に理解及び分析が不十分な部分があるとした場合, 当該申請人は必要な明確化又は追加を要求されるものとし, 4月の期間が与えられるものとする。申請人が与えられた期間内にかかる要求に従わない場合, 申請は拒絶される。

第98条の2(6)

申請の申請が行われ法律上及び規則上の要件を満たす場合, 関連する宣言が発せられるものとする。産業財産庁が宣言の発行を拒絶する場合, 受理した証拠となる要素すべての評価と決定の理由及び法的根拠を記載し, 書面でその旨が申請人に通知されるものとする。

第98条の2(7)

商標が周知又は著名であるという宣言の決定は官報で公表されなければならない。

第98条の2(8)

次の場合, 宣言は無効とする。

本章の規定に違反して得たものである。

宣言を裏付ける証拠が虚偽である。

証拠に対する正しくない評価を基に得たものである。

取得する権利のない者が得たものである。

法的な利害関係人が無効申請を求め、その申請の根拠となる理由を証明した場合には、産業財産庁は無効に関する行政的決定を発するものとする。

決定が発せられたことを基としている商標の登録が満了した、消滅した、又は取り消された場合、当該宣言はその証拠となる価値を失うものとする。

第 98 条の 2(9)

移転の目的のために、宣言はそこに生じる商標登録に関連するとみなされるものとする。

第 II 章の 2 周知・著名商標

第 98 条の 3

産業財産庁による評価又は宣言の適用上、特定の公共部門又は国の経済界が、自己の商品又はサービスに関連して商標を使用した者によってメキシコ又は国外で行われた営業活動の結果として、又はそれらを宣伝したり販売促進した結果として、その商標を承知している場合、商標はメキシコにおいて周知のものと考えられなければならない。産業財産庁による評価又は宣言の適用上、消費者の大多数が商標を承知している場合、商標はメキシコにおいて著名であると考えられなければならない。商標が周知あるいは著名であることの証明のために、本法によって容認されるあらゆる立証方法を用いることができる。

第 98 条の 3(1)

宣言又は更新の発表は、提供された証拠を基に、当該行為が発せられた時点においてある商標が周知又は著名であるという状態が存続すると、産業財産庁が宣言することによって行政上の行為となる。周知又は著名な商標の保護に関して第 90 条(XVI)及び(XVII)で規定されている禁止事項は、このような商標が登録又は宣言されているかに拘わらず独立して準用するものとする。

第 98 条の 3(2)

周知又は著名との宣言を得るために、申請人は以下の情報を提供する。

- (I) 市場調査又は法律で認められるその他の方法を基にしてそれが保護する製品又はサービスに付いた商標を見分ける実際の消費者若しくは潜在的な消費者から成る公衆領域
- (II) 市場調査又は法律で認められるその他の方法を基にしてそれが保護する製品又はサービスに付いた商標を見分ける実際の消費者若しくは潜在的な消費者を除くその他の公衆領域
- (III) 市場調査又は法律で認められるその他の方法を基にしてそれが保護する製品又はサービスに付いた商標を見分ける、製品又はサービスの種類に関連した職人、実業家又はサービス会社から成る商業集団
- (IV) メキシコ国内及び該当する場合は国外で最初に商標を使用した日
- (V) メキシコ国内及び該当する場合は国外で商標を使用し続けた期間
- (VI) メキシコ国内及び該当する場合は国外の流通経路
- (VII) メキシコ国内及び該当する場合は国外で商標を普及させた方法
- (VIII) メキシコ国内及び該当する場合は国外で実際に商標の宣伝を行った期間
- (IX) メキシコ国内及び該当する場合は国外で、商標の宣伝及び促進において直前の3年間に

行った投資

(X) 商標の影響が及ぶ実際の地理上の地域

(XI) 直前の3年間に、当該商標によって保護されたサービスの供給から得た収益又は製品の売上高

(XII) 商標を所有する会社の株主の持ち分における商標によって、又は会社の評価に従った商標によって表される経済価値

(XIII) 商標に関連して付与されたフランチャイズ及びライセンス、及び

(XIV) 関連する市場部門又は区分における商標の占有率

第98条の3(3)

反対の証拠がある場合を除き、産業財産庁は、宣言又は更新を生じさせる状態が、それが発せられてから5年間存続することを前提としなければならない。その結果として、その期間、第90条(XV)又は(XVの2)で定める禁止事項が、適用できる場合は迅速に適用されるものとする。当該宣言は、関係する出願日において当該宣言を生じさせる状態が存続することを証明すれば、法的利益のある者の申請によっていつでも更新することができる。

第98条の3(4)

商標が周知又は著名であるという宣言のための申請は、申請及び提出を定めた本法及び本法に基づく規定に従う形式により書面で当該要請が基としている証拠となる要素を添付して提出されなければならない。かつ少なくとも次のものを含むものとする。

(I) 申請人の名称、国籍、住所、電話番号、電子メールアドレス及び該当する場合は自己の代理人

(II) 申請に添付する書類及び証拠

第98条の3(5)

産業財産庁が申請を受理し対応する手数料が支払われると、提出された要素、データ及び書類が審査される。

産業財産庁の見解として、前段落でいう要素、データ及び書類が法的要件を満たしていない、又は申請のいずれかの要素の理解及び分析のためには不十分であるとした場合、当該申請人は必要な明確化又は追加が要求されるものとし、4月の期間が与えられるものとする。申請人が与えられた期間内にかかる要求に応じない場合、申請は拒絶される。

第98条の3(6)

申請の申請が行われ法律上及び規則上の要件を満たす場合、関連する宣言が発せられるものとする。産業財産庁が宣言の発行を拒絶する場合、受理した証拠となる要素すべての評価と決定の理由及び法的根拠を記載し、書面でその旨が申請人に通知されるものとする。

第98条の3(7)

周知又は著名であることの宣言についての決定は、官報に公告される。

第98条の3(8)

宣言は、次の場合は、無効とする。

(I) 当該宣言が、本法の規定に違反して付与された場合、及び

(II) 当該宣言が、その宣言を得る権利を有していなかった者へ付与された場合。

無効の行政宣言は、法的利害関係を有し、かつ、自身の請求が基づく根拠の証明を提供する者による請求により、産業財産庁によってなされる。

第 98 条の 3(9)

移転の目的のために、宣言はそこに生じる商標又は商標登録に関連するとみなされるものとする。

第 III 章 広告スローガン

第 99 条

広告スローガンを使用する排他的権利は、産業財産庁に登録することによって取得される。

第 100 条

商業、工業若しくはサービスの施設若しくは取引又は商品又はサービスを、他の同種のものとして識別されるように公衆に知らせることを目的とする文章若しくは表現は広告スローガンとみなされる。

第 101 条

広告スローガンの目的が商品又はサービスを宣伝することである場合は、登録出願においてかかる商品又はサービスを特定しなければならない。

第 102 条

広告スローガンの目的が、如何なる種類であれ事業所又は企業の宣伝である場合は、それは、本法に基づく登録について規定される分類中の特別の補助分類に属するものとみなされる。そのような場合は、当該登録は、商品又はサービスについては、たとえそれらが当該事業所又は企業に関係するものであっても、保護の効力を有していない。

第 103 条

広告スローガン登録の存続期間は出願日から 10 年とし、同一の存続期間で何回も更新することができる。

第 104 条

特別の規定がある場合を除いて、広告スローガンに関する法規制は商標についての本法の規定によって行われる。

第 IV 章 商号

第 105 条

工業、商業又はサービス業の会社若しくは事業所の商号及びそれらを使用する排他的権利は、登録を必要とせず保護される。その保護は、会社又は事業所が商号を使用する現実の顧客が存在する地理的範囲を対象とし、また、商号が全国的レベルで広く持続的に使用される場合は、保護は、共和国全体に及ぶ。

第 106 条

商号を使用する者は、官報での公示を産業財産庁に申請することができる。そのような公示がなされると、当該商号の採用と使用が善意になされているとの推定の効果が生じる。

第 107 条

産業財産庁への商号公示の申請は、特定の企業領域における当該商号の実際の使用を証明する書類を添えて書面で行わなければならない。

第 108 条

申請が受理され法定要件が満たされると、同一の事業領域で使用されるものであって現在登録申請が係属中か又は既に公示済みである同一若しくは混同させる程に類似的な商号が存在していないか、さらに申請人たる会社若しくは事業所の主たる事業に関係した同一若しくは類似の商品又はサービスを保護するもので現在登録申請が係属中か又は既に登録済みである同一若しくは混同させる程に類似的な商標が存在していないかを判定するための実体審査が行われる。先行技術が不存在と判定されると、公示手続が進められる。

第 109 条

申請人たる会社又は事業所を同種事業の他から識別する要素を欠く商号及び第 90 条の規定に違反する商号は公示されない。

第 110 条

商号の公示は申請日から 10 年間効力を存続し、同一の存続期間で何回も更新することができる。更新されない場合は、公示の効力は消滅する。

第 111 条

別段の規定がなされない限り、会社又は事業所が移転された場合は、その商号を使用する排他的権利も移転する。

第 112 条

特別の規定がある場合を除いて適用される場合、商号に関する法規制は商標についての本法の規定によって行われる。

第V章 商標の登録

第113条

商標の登録を得るためには、以下の情報を含む書面による出願が産業財産庁へ提出されなければならない。

- (I) 出願人の名称及び住所
- (II) 商標を構成する標識の表示
- (III) メキシコ国内における商標を最初に使用した日付、該当する場合には、商標が使用されていなかったことを示す表示。如何なる情報も存在しない場合には、商標は使用されていなかったと推定される
- (IV) 商標が使用される特定の商品又はサービス、及び
- (V) 本法に基づく規則で定められる他の一切の事項

第114条

商標登録の願書には、出願の処理、登録及び登録証の発行についての手数料納付の証明書並びに、言語的要素を有していない商標、立体の商標又はそれらの混在した商標の場合には商標の見本を添付しなければならない。

第115条 [廃止]

第116条

商標登録の出願が複数の者の名でなされる場合は、当該商標の使用とライセンス許諾及び当該商標権の移転についての出願人全員の合意書が願書と共に提出されなければならない。

第117条

商標登録の出願が、国際条約に規定された期間内に又は、そのような期間の規定がない場合には、他の国での出願日から6月以内にメキシコでなされた場合は、最初の出願国での出願日が優先日と認められる。

第118条

前条にいう優先日が認められるためには、次の要件が満たされる必要がある。

- (I) 登録出願時に、優先権を主張しかつ原出願国及び原出願国での出願日を記載すること
- (II) メキシコでの出願において、外国での出願に係わる商品又はサービスを超越のものについての優先権主張は認められない。そのような主張がなされた場合は、優先権は、原出願国での出願において記載された商品及びサービスについてのみ認められる。
- (III) 国際条約、本法及び本法に基づく規則に定める要件が、出願日から3月以内に満たされること、
- (IV) [廃止]

第119条

出願が受理されると、産業財産庁は、受理後10就業日以内に、当該受理について官報に公告

し、かつ、本法及び本法の規則に特定されている要件が満たされているか否かについて判断するために、出願及び提示された書類の方式審査を行う。

第120条

産業財産庁は、出願が本法の第4条及び第90条に規定の事情に該当する場合には、登録又は公告のための出願に対して異議を申し立てるために、利害関係を有する如何なる第三者に対しても、産業財産庁の官報において公告される日付から1月の延期不可能な期間を付与する。異議申立は、書面で提出され、かつ、所定の手数料の納付証明書に加えて、関連証拠が添付されなければならない。

第120条の2

第120条の第1段落に言及されている期間の満了時に、産業財産庁は、出願人に対して、受理した如何なる異議申立についても、官報を通じて知らせ、また、出願人には、異議申立に関して自身の利益に最善に資する如何なる陳述も書面でなすための、該当する場合には証拠を提出するための、通知の発効日から1月の延期不可能な期間が付与されることになる。

第120条の2(1)

異議申立の手續では、書類様式で含まれていない私的な陳述又は証言を除き、あらゆる種類の証拠が認められる。法律及び道徳に反する証拠は、同様に認められない。

第120条の2(2)

本法の第120条の2に言及されている期間が終了し、かつ、証拠が提出されると、手續は、出願人、及び異議申立書を提出した者に対して、該当する場合には、産業財産庁によって斟酌されることになる書面による意見を2日以内に申し立てることができるように、利用可能になされる。この期間が終了すると、更なる方式審査なしで、実体審査が行われることになる。

第120条の2(3)

出願の登録又は公告に対する異議申立により手續は中断されず、また、産業財産庁によって実施される出願の実体審査の結果が速断されることもない。

第121条

出願時において第113条(I)、(II)及び(IV)、第114条、第179条並びに第180条の要件が満たされている場合は、その日が出願日となる。出願時にそれら規定の要件が充足されていない場合は、所定期間内にそれらが充足された日が出願日とみなされる。

出願日は複数出願間の優先性を決定する。

本法に基づく規則において、出願その他の書類を産業財産庁に提出するその他の手段を定めることができる。

第122条

方式審査が完了し次第、当該商標が本法の条項に基いて登録可能かどうかを判定するための実体審査が行われる。

願書又は付属書類が法律若しくは規則による要件を満たしていない場合、当該商標登録についての障害がある場合又は相反する権利がある場合は、産業財産庁は、その旨を書面で出願人に通知すると共に、そのような誤り又は遺漏を補正し、また指摘された障害や相反する権利に関し出願人の最善の利益に資する陳述を行うために2月の猶予期間を与えるものとする。当事者が与えられた期間内に応答しない場合は、当該出願は、放棄されたものとみなされる。

第122条の2

当事者は、請求の必要なく、要件が合致する月に対応する手数料納付の証明を提出することで、前条にいう要件を満たすための2月の追加期間が与えられる。

追加期間は、第122条に規定する2月の期間の満了日の翌就業日から数える。

出願人が、当初の期間又は本条にいう追加期間内に所定要件を充足しない場合又は関係手数料の納付証明書を提出しない場合は、当該登録出願は、放棄されたものとみなされる。

第123条

出願人が、登録に対する法的障害を修正するために認められた期間内に応答する際に、商標を変更又は置き換える場合には、当該商標は、新たな処理の対象となるものとする。

新たな処理は、以下の内容でなければならない。

(I) 新たな出願に対して所要な手数料を納付すること

(II) 本法の第113条及び第114条並びにその適用可能な規則の要件を満たすこと、及び

(III) 本法の第119条に言及されているとおりに公告されること。

この場合、新たな処理が申請される日付が、出願日とみなされるものとする。

第124条

登録又は公告に係る出願が、同一又は混同を来すほどに類似している1又は複数の商号の1又は複数の登録又は公告の存在に関連する障害を含み、かつ、当該出願に対して、商号の登録の無効、終了若しくは取消又は効力の停止に係る係属中の行政宣言が存在している場合には、産業財産庁は、当該出願の処理を中断する。

この場合、中断手続は、職権で、又は対応する障害の通知において定められている期間内に、対応する行政宣言に係る申請を開始するか、若しくは開始した者による請求により、又は、第178条に言及されている手続が提示されたときに、進められる。

第125条

出願の処理が完了し、かつ、法的要件及び規則が満たされた場合、権利証書が発行される。産業財産庁は、決定に関する法的根拠及び理由を説明し、受理した異議申立に関連する決定を行う。

第126条

産業財産庁は、登録の証拠として各商標について登録証を発行する。登録証には当該商標の見本が付されると共に、次の事項が記載される。

(I) 商標の登録番号

(II) 商標を構成する標識。

(III) 商標が使用される商品又はサービス

(IV) 商標権者の名称及び住所

(V) 該当する場合は、事業所の所在地

(VI) 出願日、承認された優先日、あれば最初の使用日及び登録証発行日、及び

(VII) 有効性

商標の権利証書に対する変更は、明白な又は事務的な誤記を訂正するためにのみなすことができる。許可された変更は、官報に公告されるものとする。

第127条

商標の登録及びその更新の決定は、官報によって公示される。

第128条

商標は、登録された様式で、又はその顕著性を変えないような変更のみを伴う様式で、メキシコ領土において使用される。

商標の所有者は、産業財産庁に対して、商標の実際かつ有効な使用を宣言するものとし、この宣言には、所要な手数料の納付を伴わなければならない。

宣言は、登録が付与された時点から第3年目の終了後3月内に、提示されなければならない。

所有者が使用の宣言を行わない場合、登録は権利として失効する。

第129条

産業財産庁は、いかなる商品又はサービスについても商標の登録と義務的使用を宣言することができ、また次の場合には、職権で又は代理機関の請求により、登録されたものと否とを問わず商標の使用を禁止又は規制することができる。

(I) 当該商標の使用が、特定の商品若しくはサービスの生産、流通若しくは販売に重大な歪みを生じさせる独占的若しくは寡占的な産業慣行又は不正競争に関連する要素となっている場合

(II) 当該商標の使用が、商品及びサービスの効率的な流通、生産又は販売を妨げる場合

(III) 国家の緊急事態において、また、そのような状況の存する限りにおいて、当該商標の使用が、公衆への基本的商品又はサービスの製造、供給又は分配を妨害し、阻害し又はコスト増大をもたらす場合

なお、関連する宣言は公報で公示される。

第130条

登録された商標がその対象である商品又はサービスについて3年間連続して使用されない場合は、登録は消滅する。ただし、当該商標の商標権者又はその使用权者がそれについての行政的登録抹消決定の請求がなされた日の前3年内に当該商標を使用している場合又は商標権者の意思とは独立して起こる当該商標の対象である商品又はサービスに適用される輸入制限その他の行政規制を含め当該商標使用の障害を構成する状況がある場合は除く。

第131条

用語「登録商標(Registered Trademark)」, 「登録団体商標(Registered Collective Mark)」

「登録証明商標 (Registered Certificate Mark)」, 文字「M.R.」及びその他の記号は, 当該商標が登録される対象の商品又はサービスについてのみ使用することができる。

第 132 条 [廃止]

第133条

商標登録の更新は, その申請に所要な手数料の納付を伴い, かつ, 及び当該商標の実際かつ有効な使用を宣言して, 所有者によって請求される。

当該申請は, 有効性の期間満了前の6月内に提出される。しかしながら, 産業財産庁は, 有効性の終了後6月内に提出された申請を依然として処理する。

更新のための請求が提出されずに, 当該期間が満了すると, 登録はその権利を失効する。

有効性の期間満了後6月内になされた登録は, 本法の第90条 (XVIII) 及び (XIX) の規定の条件に基づく標識の登録に対する障害とみなされる。

第 134 条 [廃止]

第 135 条 [廃止]

第 VI 章 権利のライセンス及び移転

第 136 条

登録商標又は登録出願中の商標の所有者は, 契約により, 当該商標の対象である商品又はサービスの全部若しくは一部について当該商標のライセンスを 1 又は複数の者に与えることができる。そのようなライセンスを第三者の障害の効果となるようにするためには, 当該ライセンスを産業財産庁に登録しなければならない。

第 137 条

商標ライセンスを産業財産庁に登録するための申請の方法は, 本法に基づく規則に規定される。

2 以上の係属中の出願又は 2 以上の登録商標に関する権利のライセンス許諾の登録を請求しようとする実施許諾者及び実施権者がこれらすべてにおいて同一である場合は, 単一の申請で提出することができる。ただし, 申請人は, 登録の記載がなされる出願又は登録を個別に明示しなければならない。また, 関係する出願又は登録の数に応じた手数料が納付されなければならない。

第 138 条

次の場合は, ライセンス登録の取消原因となる。

(I) 商標権者と使用権者が共同で申請する場合

(II) 商標登録の無効, 失効若しくは取消の場合又は商標登録の出願が係属中であったが登録が付与されなかった場合, 及び

(III) 裁判所の命令による場合

第 139 条

使用権者が販売する商品又は提供サービスは、商標権者が製造する商品又は提供するサービスと同じ品質を有するものでなければならない。さらに、そのような商品に、又はサービスを提供し若しくはサービス提供契約を行う事業所に、使用権者の名称及び本法に基づく規則の要求するその他の事項を明示する必要がある。

第 140 条

産業財産庁に登録されたライセンスを保有する者は、別段の規定がある場合を除いて、あたかも自己が商標権者であると同様、当該商標についての権利を保護するための法的措置を取ることができる。

第 141 条

産業財産庁に登録されたライセンスを保持する者による当該商標の使用は、商標権者によってなされたものとみなされる。

第 142 条

ライセンスを与えられた者が商標権者の確立した運用上、商業上若しくは経営上の方法に従って均質な商品の製造若しくは販売又はサービスの提供を行えるように、かつそのことにより当該商標によって区別される商品若しくはサービスの独自の品質、名声又は印象が維持されるように商標使用のライセンスが書面により付与されると共に技術ノウハウ又は技術援助が提供される場合が、フランチャイズである。

フランチャイズを付与しようとする者は、フランチャイズ契約の締結の少なくとも 30 日前に、フランチャイズ希望者に対し、本法に基づく規則の定めるところに従って自社の状況について関係する情報を提供しなければならない。

前文にいう情報が真実でない場合には、フランチャイジーは、契約無効の宣言を要求することに加え、不履行により被った損害に対する補償を要求する権利を持つものとする。フランチャイジーは契約締結後 1 年間当該権利を執行することができる。この期間を過ぎるとフランチャイズを受ける者の権利は契約無効の宣言を要求することのみとなる。

この章の規定は、フランチャイズの登録にも適用される。

第 142 条の 2

フランチャイズ契約は書面で作成され、かつ少なくとも次のものを含まなければならない。

- (I) 契約の主題である活動をフランチャイジーが実施する地理的範囲
- (II) 契約の事項に由来する活動をフランチャイジーが実施する店舗に関して、その場所、最小規模及び基礎設備における投資の特徴
- (III) 在庫品、マーケティング及び広告方針、該当する場合は商品の供給及び納入業者の契約に関する規定
- (IV) 契約で合意した条件に基づく、返済及び融資並びにその他当事者が受ける報酬に関する方針、方法、納期
- (V) フランチャイジーの利益及び／又は手数料の幅の決定に適用できる基準及び方法

(VI) フランチャイジーのスタッフが受ける技術訓練及び業務訓練の特徴並びにフランチャイザーが技術的援助を提供する方法又は形式

(VII) フランチャイザーとフランチャイジーが責任を負う作業の管理, 情報, 評価及び能力, 更には業務の品質についての基準, 方法及び手続

(VIII) 当事者間で合意したサブ・フランチャイズの条件を確立すること

(IX) フランチャイズ契約を終了するための理由

(X) 相互の合意により, フランチャイズ契約に関する条件を見直すことができる, 該当する場合は修正することができる前提

(XI) 契約終了時, フランチャイジーは, その資産をフランチャイザー又はフランチャイザーが指名する者に移転する義務を負わないものとする。但し, それとは反対の合意がなされている場合を除く, 及び

(XII) フランチャイジーは如何なる時も, 自己の会社の株をフランチャイザーに移転する義務又はフランチャイザーを自己の会社のパートナーとする義務のいずれも負うことはない。但し, それとは反対の合意がなされている場合を除く。

本条は, 該当する場合, 本法に基づく規則に従うものとする

第 142 条の 2(1)

契約の条項に従ってフランチャイズの経営とイメージの基準を遵守することを保証するために限り, フランチャイザーはフランチャイジーの組織と運営に干渉することができる。フランチャイザーは, 合併, 分割, 組織変更, 提携条項の改正又はフランチャイジー企業の株式移転若しくは株式制限の場合であって, これらによって, 関係するフランチャイジーと契約を締結しようとするフランチャイザーの意欲を決定するような関連契約に定められるフランチャイジーの個人的特徴の変化を生じさせる場合には干渉とはみなさないものとする。

第 142 条の 2(2)

フランチャイジーは, 契約の期間内及び終了後, 当該契約に基づき遂行される経営及び活動に関する情報を含み, 秘密性のある情報, 知り得た情報又はフランチャイザーの財産である情報の秘密性を保持しなければならない。

第 142 条の 2(3)

フランチャイザー及びフランチャイジーは, 一方的に当該契約を終了又は解除できない。但し, 契約が期限を決めず締結されている場合又は正当な理由がある場合は除く。フランチャイザー又はフランチャイジーが契約の早期終了を判断するためには, 相互の合意又は契約解除によるもので, 契約上合意されている理由と手続に従わなければならない。

前文の規定に反してフランチャイザー又はフランチャイジーにより契約が早期終了した場合, 契約で合意した協定違約金又はそれに替えて生じた損害の補償の支払義務が生じる。

第 143 条

商標登録の出願によって生じる権利又は登録商標から生じる権利は, 一般法規の規定する方法と手続に従い, 担保に供し又は移転することができる。そのような担保権設定又は移転を第三者に対抗するためには, 本法に基づく規則に従って産業財産庁に登録しなければならない

い。

複数の登録商標又は登録出願中の商標についての所有権の移転の場合に、移転人と被移転人がそれら商標の全部について同一である場合は、それらの移転の登録は、1の申請によって行うことができる。ただし、申請人は移転登録がなされるべき登録商標又は出願中商標を個別的に明示しなければならない。上記の場合は、関係の登録商標又は出願中の商標の数に応じた手数料を支払う必要がある。

第144条

企業が合併される場合は、別段の合意がある場合を除いて、すべての登録商標権が移転されるものと理解される。

第145条

移転の適用上、同一の所有者に属する複数の商標に係る登録又は係属中の出願は、それらが同一であり、かつ、類似の商品若しくはサービスを包含する場合又は混同させるほどに類似しており、かつ、同一若しくは類似の商品又はサービスに適用される場合には、連合しているとみなされる。

第146条

2以上の連合商標に係る係属中の登録又は出願の所有者が、それらの商標の1が他の者によって使用されていた場合に混同を来すことはないときとは、当該所有者は、商標が適用される商品又はサービスに関して課せられた連合が解除されることを請求することができる。産業財産庁は、これについて、適切と考える場合には、最終決定をなすことになる。

第147条

連合商標の移転は、それら連合商標のすべてが同一人に移転される場合に限って登録されるものとする。

第148条

転々移転されたがそれら移転の登録がなされていない登録商標又は登録出願中の商標についての移転登録が求められた場合は、その移転に先行する未登録移転も同様に産業財産庁に登録される。

第149条 [廃止]

第150条

商標の登録が効力を有していない場合は、産業財産庁は、当該商標についてのライセンスの設定又は商標から生じる権利の移転の登録を拒否する。

第 VII 章 登録の無効、消滅及び取消

第 151 条

商標登録は、次の場合は、無効とする。

(I) 登録が、本法又は登録時に効力を有していた法の規定に違反して付与された場合。

本号の規定に拘らず、商標登録無効訴訟は、当該商標登録の出願人の法的代表者に対する異議に基くものであってはならない。

(II) 登録商標がその登録出願日前にメキシコ又は外国で同一若しくは類似の商品又はサービスに関して使用されていたものと同一若しくは混同させる程に類似する場合、ただし、そのような先使用による優先的権利を主張する者が当該登録の出願日又は、場合により、当該登録を受けた者による最初の使用日より前にその商標を継続的に使用していたことを証明しなければならない。

(III) 願書に記載された虚偽の情報に基づいて登録が付与された場合

(IV) 登録が、錯誤、過誤又は判断違いによって付与され、それが同一若しくは類似の商品又はサービスに使用される同一若しくは混同させる程に類似する商標についての登録であるために既存の別の登録商標が侵害されると考えられる場合、

(V) 外国で登録されている商標の所有者の代行者、代理人、使用者又若しくは配給業者、又は外国で登録された商標の所有者と直接的若しくは間接的な関係を有するその他の者が、当該商標又はそれと混同させるほどに類似する別の商標の登録について、外国の商標の所有者による明示の同意を得ることなく、自身の名称で、出願し、かつ、獲得する場合、及び

(VI) それが、不誠実に得られたものである場合。

本条の(II)、(III)及び(IV)に記載された無効の措置は、官報における登録の公告が発効した日から5年の期間内に、行使することができる。(I)、(V)及び(VI)に関連する措置は、如何なる時点でも行使することができる。

第152条

登録は、次の場合に失効するものとする。

(I) 本法に規定されているとおりに更新がなされない場合

(II) 商標が期間満了の行政宣言に関する申請の直前の連続した3年の間使用されることを停止する場合、ただし、産業財産庁の見解で正当化される当該不使用についての事由が存在する場合は除く、及び

(III) 実際かつ有効な使用の宣言が、本法の第128条の条件に基づいてなされていない場合。

第 153 条

商業媒体及び一般大衆の使用の中で、適用される商品又はサービスを識別させる手段としての顕著性を商標が失ってしまうような態様で、商標権者がある商標をそれが登録された 1 又は複数の商品又はサービスに対応する普通名称に変容させ又は普通名称化を許容した場合は、当該商標登録は取り消される。

第 154 条

登録商標の所有者は、いつでも、書面により当該登録の取消を求めることができる。産業財

産庁は、本法に基づく規則に定める場合には、そのような申請書に付された署名について公証を要求することができる。

第155条

商標登録の無効、満了又は取消の宣言は、産業財産庁によって職権で、又は当事者の請求により、若しくは連邦が利害関係を有する場合には連邦検察庁(Federal Public Ministry)による請求により、行政的になされる。本法の第152条(I)及び(III)に言及されている満了は、産業財産庁に対して、行政宣言をなすことを要求することはない。

第V部 原産地名称及び地理的表示

第I章 一般規程

第156条

原産地名称とは、地理上の地域の名称若しくはその名称を含むもの又は当該地域に言及するために使用される別の周知の名称であつて、当該地域を原産とする商品を表示するために使用され、品質又は特徴が、自然的要因及び人間的要因の両方を含む地理上の環境に専ら又は本質的に基因する当該地域を商品に指定するために使用され、かつ当該商品に世評を付与するものであると理解される。

第157条

地理的表示とは、商品の特定の品質、世評又はその他の特徴が当該商品の原産地に本質的に帰属する場合には、地理上の地域の名称である若しくはその名称を含むものであるか、当該地域内を原産とする当該商品を識別する、当該地域に言及しているその他の周知の表示を含むものを意味すると理解される。

第158条

地理上の地域とは、領土全体からなる地域、又は国内の、地方、市町若しくは場所であると理解される。

第159条

本法が原産地名称及び地理的表示に与える保護は、その効力について産業財産庁によって発せられた宣言で始まる。

第160条

原産地名称及び地理的表示は、連邦の公共財産に属する資産であり、かつ、産業財産庁によって発行される許可でもってのみ使用することができる。

第161条

原産地名称及び地理的表示に対する保護の宣言の有効性は、その有効性を生じた条件の存在によって判断される。

第162条

商品の普通名称又は一般的名称は、原産地名称又は地理的表示の要素として含まれることができる。

しかしながら、普通名称又は一般的名称は、あらゆる場合において、自由使用であるとみなされる。

第163条

以下は、原産地名称又は地理的表示として保護することができない。

(I) 同一又は類似の商品に適用される、保護されている原産地名称若しくは地理的表示又は宣言のための出願が先に提出されている処理中の原産地名称若しくは地理的表示と、同一又は混同を来すほどに類似している名称、ただし、産業財産庁が、それらの名称の共存を許容する決定を下していない場合に限る

(II) 保護が求められている商品の技術的、一般的又は普通に使用されている名称及び日常語又は業務慣行において通常の又は一般的な要素となった用語

(III) 特徴を全体として考慮すると、保護を求める商品についての説明となっている用語。これらの用語は、取引において、製品の種類、品質、数量、構成、用途又は価格を識別するために役立つ説明的又は表示的な言葉を含む

(IV) 商標又は商業的スローガンの登録のために先に提出された処理中の登録出願、又は同一又は類似の商品若しくはサービスに適用されている登録され現時点で有効な商標若しくは商業的スローガンと、同一又は混同を来すほどに類似している名称

(V) 商号の公示のために先に提出された処理中の出願、又は同一若しくは類似の事業系統に適用されている公示され現時点で有効な商号と、同一又は混同を来すほどに類似している名称

(VI) 保護できない原産地名称又は地理的表示の翻訳又は音訳、及び

(VII) 保護されている植物品種又は動物品種の名称からなるか、又は当該品種の名称を含む名称。

第164条

本部に言及されている公告に加えて、産業財産庁によって付与された宣言及び許可は、原産地名称又は地理的表示に関連して付与された権利の効力を終了する措置と共に、官報に公告される。

第 II 章 保護宣言の手続

第165条

原産地名称又は地理的表示の保護宣言は、職権で、又は次の者による請求により、なされる。

(I) 商標によって保護されるべき商品の抽出、生産又は製造に直接的に従事している自然人又は法人

(II) 商標によって保護されるべき商品に関与した製造業者又は生産業者の会議所又は組織

(III) 連邦政府の機関又は出先機関、及び

(IV) 保護されるべき商品が抽出され、生産され又は製造されている領土又は地理上の地域における連邦の州政府。

第165条の2

原産地名称又は地理的表示に関する保護宣言のための出願は、当該出願が基づく書類を添付して、書面で産業財産庁へ提出されるものとし、かつ、当該出願は、以下の情報を含んでいなければならない。

(I) 出願人の名称及び住所

(II) 前条に言及されている、出願人の法的性質及び当該出願人が従事している活動の証拠に

関する情報を伴う出願人の立場

(III) 原産地名称又は地理的表示の識別

(IV) 特徴、構成要素、抽出様式、生産又は製造の工程及び事業における使用を含む製品又は完成品に関する詳細な説明

(V) 商品が従うことを条件とするメキシコ公式規格、当該商品の抽出様式、生産又は製造の工程、及び必要に応じて、当該商品の一次的、二次的及び三次的な包装方法

(VI) 地理的表示の場合に、商品が、その生産、包装及び市販のために適合しなければならない特徴及び明細を設定する基準

(VII) 保護されるべき商品の抽出及び生産又は製造の場所並びに地理的及び政治上の区分を斟酌した領土又は地理上の地域の区分

(VIII) 出願が原産地名称を言及している場合には、名称、商品、領土又は地理上の地域と自然的又は人的な要因との間の関係に関する詳細な情報

(IX) 本条の(IV)、(VII)及び(VIII)に言及されている情報を実証する公共若しくは民間の機関又は協会によって発せられる技術的研究

(X) 所要な手数料の納付の証明書、及び

(XI) 出願人が必要又は関連するとみなすその他の情報。

第165条の2(1)

出願が提出されると、産業財産庁は、提示された情報及び書類を審査する。

提出された書類が法的要件を満たしておらず、出願の要素の何れかの理解及び解析にとって不十分である場合、又は識別された原産地名称若しくは地理的表示が第163条に言及されている障害の何れかに該当する場合には、出願人は、必要な明確化又は追加をなすことが要求され、かつ、その目的のために2月の期間が与えられる。

第165条の2(2)

出願人は、前条に言及されている要求に応じるために、請求を行う必要なしで、2月の追加期間を有することになり、かつ、遵守した月に応じた所要な手数料の納付証明書を提出しなければならない。

追加期間は、前条に記載した2月の期間の満了の翌日から算定されるものとする。

出願は、出願人が最初の期間又は本条に言及されている追加期間内に自身に送達された要求に応じない場合、又は出願人が所要な手数料の納付証明書を提出しない場合には、放棄したとみなされる。

産業財産庁は、本章の条件に基づく宣言の処理が妥当であるとみなす場合には、職権で、当該処理の措置を続行することができる。

第165条の2(3)

出願人は、出願の内容から、請求されるものと合致していないと思われる場合には、原産地名称に関する出願を地理的表示に関する出願へ、及びその逆へと、変更することができる。

出願人は、そのような出願の変更を、当該出願の提出日から2月以内、又は産業財産庁が出願人に対して変更をなすことを要求した日から2月以内の延期不可能な期間内のみになすことができる。

この場合、出願の変更が請求される日付は、当該出願の提出日であるとみなされる。
出願人が産業財産庁によって許可された期間内に、出願を変更しない場合には、その出願は放棄されたとみなされる。

第165条の2(4)

提出された書類が法的要件を満たす場合には、産業財産庁は、以下を公報に公告する。

- (I) 出願人の名称
- (II) 原産地名称又は地理的表示の識別
- (III) 保護の対象となる商品についての説明
- (IV) 保護されるべき商品の抽出及び生産又は製造の場所、及び
- (V) 宣言のための出願のファイルが公衆に閲覧されることになる場所又はそれに関連する書類が受領されることになる場所の住所

第165条の2(5)

産業財産庁は、保護の宣言に関する出願に対して異議申立を提出し、かつ、本法の第163条及び第165条の2の規定の遵守に係る意見又は異論を申し立てるために、利害関係を正当化する第三者に対して、公報における公告日から2月の延期不可能な期間を付与する。
当該異議申立は、所要な手数料の納付証明書と共に、関連証拠を添付して、書面で提出されなければならない。

第165条の2(6)

産業財産庁は、出願人に対して、受理された異議申立を通知し、かつ、出願人に対して、提示された異議申立、意見又は異論に関して自身の利益に最善に資する如何なる陳述も書面でなし、かつ、該当する場合には、証拠を提出するための、通知の発効日から2月の延期不可の期間を付与する。

第165条の2(7)

本章の適用上、書類様式で含まれていない私的な陳述又は証言を除いて、あらゆる種類の証拠が認められる。法律及び道徳に反する証拠は、同様に認められない。
産業財産庁は、宣言を発する前の如何なる時点でも、適切と考える調査を実行し、かつ、必要と考える諸要素を収集することができる。

第165条2(8)

産業財産庁は、以下の場合には、原産地名称又は地理的表示に対する保護の宣言に係る出願の処理を中断する。

- (I) 出願が第163条の(IV)及び(V)に言及されている障害の何れかに該当し、かつ、登録商標に関する無効、終了若しくは取消又は公示された商号の効力の停止の行政宣言に関して申請が提出された場合。中断は、職権で、又は行政宣言手続における何れかの当事者による請求により行われ、かつ、産業財産庁によって決定が下されるときに撤回される、及び
- (II) 管轄機関又は行政機関の指令による場合。

第165条の2(9)

第165条の2(6)に言及されている期間が終了すると、続いて、背景の解析、検討の実施及び証拠の提出が行われ、かつ、決定を下す前に、該当する場合には、産業財産庁によって斟酌されることになる書面による意見を10日以内に提出できるように、手続を出願人及び異議申立を提出した者が、利用できるようになる。この期間が満了すると、対応する決定が発行され、関与する当事者は、当該決定について通知される。

第165条の2(10)

前条に言及されている決定が、請求された原産地名称又は地理的表示の保護を付与する場合、産業財産庁は、保護の宣言の公報への公告を命じる。

宣言は、以下についての詳細を提供し、保護される原産地名称又は地理的表示の諸要素を決定的に設定する。

- (I) それらの特徴、構成要素、抽出様式及び生産又は製造の工程を含む商品又は完成品に係る記述
- (II) 商品が従わなければならないメキシコ公式規格、その抽出様式、生産又は製造の工程、必要に応じて、当該商品の一次的、二次的及び三次的な包装方法、及び
- (III) 保護された領土又は地理上の地域の区分。

第165条の2(11)

産業財産庁は、請求された原産地名称又は地理的表示の保護を付与することを拒絶する場合、出願人に対して、及び必要に応じて異議申立人に対して、当該拒絶の決定の法的根拠及び理由を述べて、書面で通知する。

第165条の2(12)

国内の原産地名称又は地理的表示に関して、本法に基づいて保護されるように外国で承認を得るために、産業財産庁は、直接的な措置又は所管機関を通じての何れかにより、国際条約、該当する国における商業協定又は法規に従って、必要な手配を行う。

第165条の2(13)

原産地名称又は地理的表示の保護宣言の条件は、職権、又は利害関係人による請求の何れかで、本章に設定されている手続に従って、何時でも変更することができる。

請求が利害関係人によって提出される場合、その請求は、本法の第165条の2によって要件とされているものを含み、かつ、請求される変更の詳細な説明及びそれらの変更の根拠となる理由を提供しなければならない。産業財産庁は、本章の規定に従って、適切な決定を行う

第III章 使用許可

第165条の2(14)

原産地名称又は地理的表示を使用することに対する許可の申請は、産業財産庁に対してなされ、かつ、以下の要件を満たす自然人又は法人に認可される。

- (I) 自然人または法人が、原産地名称又は地理的表示によって保護される商品の抽出及び生

産又は製造に直接的に関与していること

(II) 自然人又は法人が、宣言において特定された領土又は地理上の地域内で、前述したような活動に従事していること

(III) 適用可能な場合、自然人又は法人が、課題の商品に関して、適用可能な法律に従って設定されたメキシコ公式規格に適合していること、及び

(IV) 宣言において特定されているその他の者又は企業

第165条の2(15)

原産地名称又は地理的表示に関して使用許可を得るための申請は情報を含み、本法に基づく規則に定められた書類が添付されなければならない。

第165条の2(16)

申請が産業財産庁によって受理され、かつ、所要な手数料が納付されると、提供された情報及び書類が審査されることになる。それらが法的要件を満たす場合には、申請は認可されることになる。

提出された書類が要件を満たしていない、又は不十分である場合には、申請人は、必要な明確化又は追加をなすことが要求され、かつ、当該目的のために延期不可の2月の期間が付与される。

申請人が所定の期間内に要求に従わない場合には、申請は放棄されたとみなされる。

第165条の2(17)

原産地名称又は地理的表示の使用許可の効力は、産業財産庁への申請の提出日から10年の間有効に保たれ、かつ、同一の存続期間を更新することができる。

更新は、有効性の期間終了前の6月内に所有者によって申請されなければならない。しかしながら、産業財産庁は、許可の有効性の終了後6月内に提出された申請を依然として処理する。更新のための申請が提出されずにその期間が満了すると、許可は失効する。

第165条の2(18)

許可された使用者は、保護された原産地名称又は地理的表示を対応する宣言にみられるとおりに使用しなければならず、かつ、「保護された原産地名称(Protected Appellation of Origin)」若しくは「保護された地理的表示(Protected Geographical Indication)」又は適切な場合には、それらのスペイン語頭文字である「D. O. P.」及び「I. G. P.」を使用しなければならない。

第165条の2(19)

原産地名称又は地理的表示は、広告、商業的書類、一次的、二次的若しくは三次的包装若しくは適用される商品自体又は商業的目的のための他の方法において使用することができる。

第165条の2(20)

「種類」、「型」、「様式」、「模造品」、「において生産される」、「において製造される」のような表現及び消費者に対して混同を来し、又は不正競争を暗示する可能性のある同様な

表現を伴う場合などの保護された原産地名称又は地理的表示の違法な使用は、処罰される。

第165条の2(21)

保護された原産地名称又は地理的表示は、それが識別する商品が、何らかの手段によって、保護された名称又は表示を組み入れ、適用し、再現し又は記録している場合、商品が、輸出のためのものであるか、又は商品が、商業的な使用及び慣行に合致する分量及び仕様で、取引の場に置かれているか、若しくは国内の市場で入手できる場合には、使用されていると理解されることになる。

第165条の2(22)

保護された原産地名称又は地理的表示が宣言又は本法によって設定された仕様で使用されていない場合には、産業財産庁は、使用許可の取消を進めることになる。

第165条の2(23)

保護された原産地名称又は地理的表示を使用する権利は、一般法規の条件に基づいて、許可された使用者によって移転することができる。この移転は、新たな使用者が当該原産地名称又は地理的表示を使用する権利を得るために本法によって定められた条件及び要件を満たすことの確認後、第三者からの損害に対して有効であり得るように、産業財産庁へ登録されなければならない。移転は、その登録日から効力が発生する。

第165条の2(24)

同様に、保護された原産地名称又は地理的表示の許可された使用者は、自身の商標を伴って商品を配給又は販売を行う者のみに対して、契約を通じて、使用を許可することができる。契約は、その登録日から第三者からの損害に対して有効とするために、産業財産庁へ登録されなければならない。

その契約は、配給業者又は市販業者に対して、第165条の2(14)の(III)及び(IV)に記載された要件並びに本法の規則に定められた要件を遵守するための義務を設定する条項を含んでいなければならない。配給業者又は市販業者がこの義務を遵守しない場合、登録は取り消される。

第165条の2(25)

産業財産庁によって許可された使用者は、産業財産庁に対して、本法の規則に定められた条件に基づいて、居所に対する適用可能な変更に加えて、名称、姓名若しくは事業名称又は法的枠組についての変更を登録しなければならない。

第IV章 宣言の効力及び使用許可の停止

第165条の2(26)

保護された原産地名称又は地理的表示の宣言は、本目的のために適用可能な本部の第II章に定められた手続でもって、別の宣言が産業財産庁によってなされ、公報に公告された時点で、その効力が停止される。

第165条の2(27)

保護された原産地名称又は地理的表示を使用することの許可は、それが以下の内容で付与される場合には、無効となる。

- (I) 本法の規定に違反していること、又は
- (II) 虚偽情報又は書類に基づくこと。

第165条の2(28)

保護された原産地名称又は地理的表示を使用することの許可は、次の場合には、取り消される。

- (I) 許可された使用者が、保護の宣言又は本法に定められたものとは相違する仕様で、当該原産地名称又は地理的表示を使用している場合、又は
- (II) 許可された使用者が、第165条の2(18)に言及されている用語又は頭文字を適用していない場合。

第165条の2(29)

使用に対する許可は、以下の場合には、失効する。

- (I) 産業財産庁の見解で正当化される不使用の理由が存在するときを除いて、終了の行政宣言を求める申請の直前の連続した3年間使用されていなかった場合、又は
- (II) 期間が満了した場合。

第165条の2(30)

無効、取消及び終了の行政宣言は産業財産庁により職権で、又は当事者若しくは連邦検察庁による請求でなされる。

前条の(II)に言及されている期間満了は、産業財産庁に対して、行政宣言をなすことを要求しない。

第V章 外国で保護されている原産地名称及び地理的表示の承認

第166条

産業財産庁は、国際条約の条件に基づき、かつ、本章の規定に従って、外国で保護されている原産地名称又は地理的表示を承認する。

第167条

産業財産庁は、外国で保護されている原産地名称又は地理的表示を、その目的で作成された登録簿に、登録する。登録の所有者は、登録出願を提出し、かつ、以下の要件を満たさなければならない。

- (I) 出願人の名称、国籍及び住所を表示すること
- (II) 原産国の適用可能な法令に従って、又は国際条約に従って、原産地名称又は地理的表示に対して保護を付与する書類を提出すること
- (III) 保護されている商品並びにその抽出及び生産又は製造の領土又は地理上の地域を表示すること
- (IV) 該当する場合には、保護された原産地名称又は地理的表示のスペイン語への翻訳、又は

現代の国際的なローマ字への音訳を表示すること

(V) 出願に、所要な手数料の納付証明書を添付すること、及び

(VI) 本法の規則によって定められたその他の要件。

第168条

本法の第163条に言及されている障害の何れかに該当する名称又は表示は、外国で保護されている原産地名称又は地理的表示の登録簿へ登録されない。

第169条

出願が受理されると、産業財産庁は、出願が第167条に規定される要件を満たすか否かについて検証するために、当該出願を審査する。

出願又は提示された書類が法律若しくは規則の要件を満たしていない場合又は障害が存在する場合には、産業財産庁は、出願人に対して書面で通知し、発生した誤り又は遺漏を補正し、かつ、自身の利益に最善に資する如何なる陳述も書面でなすための2月の期間及び本法の第165条の2(2)に定められている適用可能な追加期間を付与することになる。

利害関係のある当事者が最初の期間又は追加期間内に応答しない場合には、当該当事者の出願は放棄されたとみなされることになる。

第170条

提出された書類が法的要件を満たす場合には、産業財産庁は、以下を公報に公告するものとする。

(I) 出願人の名称、国籍及び住所

(II) 原産地名称又は地理的表示、保護されている商品並びにその抽出及び生産又は製造の領土又は地理上の地域に関する情報であって、原産国における保護を証明する書類に従うもの

(III) 該当する場合には、保護された原産地名称又は地理的表示のスペイン語への翻訳、又は現代の国際的なローマ字への音訳、及び

(IV) 宣言に関する出願のファイルが、公衆に閲覧されることになる場所又はそれに関連する書類が受領されることになる場所の住所。

第171条

産業財産庁は、利害関係を正当化している第三者に対して、承認に関する出願に対して異議申立を提出し、かつ、本法の第163条及び第167条の規定の遵守に関する意見又は異論をなすための、公報における公告日から2月の延期不可能な期間を付与する。

当該異議申立は、所要な手数料の納付確認書と共に、関連証拠を添付して、書面で提出されなければならない。

第172条

産業財産庁は、出願人に対して、受理された異議申立を通知し、かつ、出願人に対して、提示された異議申立、意見又は異論に関して自身の利益に最善に資する如何なる陳述も書面でなし、かつ、該当する場合には、証拠を提出するための、通知の発効日から2月の延期不可能な期間を付与する。

第173条

本法の第165条の2(7)、第165条の2(8)及び第165条の2(9)に定められた規定は、異議申立が存在しない場合には、本章に規定された承認に係る登録処理に適用可能である。

第174条

産業財産庁は、登録を許可することを拒絶する場合、出願人に対して、及び該当する場合には異議申立人に対して、当該拒絶の決定の法的な根拠及び理由を述べて、書面で通知するものとする。

第175条

決定が有利である場合、産業財産庁は、外国で保護されている原産地名称又は地理的表示の承認を登録し、かつ、以下の内容について公報に公告することを命じる。

- (I) 登録の所有者の名称、国籍及び住所
- (II) 原産地名称又は地理的表示、保護されている商品並びにその抽出及び生産又は製造の領土又は地理上の地域であって、原産国における保護を証明する書類に従うもの
- (III) 該当する場合には、保護された原産地名称又は地理的表示のスペイン語への翻訳、又は現代の国際的なローマ字への音訳。

第176条

外国で保護されている原産地名称又は地理的表示に係る承認の登録の所有者は、当該登録の権利を保護するための法的措置を講じる権限を有するものとする。

第177条

外国で保護されている原産地名称又は地理的表示の承認は、商品が所有者によって、又は当該所有者がライセンスを許諾した者によって合法的に市場へ導入された後に、当該名称又は表示が適用されている商品を商取引し、配給し、獲得し、又は使用する者に対して如何なる効力も生じない。

本件は、外国で保護されている原産地名称又は地理的表示によって保護の対象とされている適法な商品について、如何なる者にもよるメキシコ国内での使用、配給又は市販のためになされる輸入を含む。

本条に規定する行為は何れも、本法の意味での行政上の法規違反及び犯罪を構成しない。

第178条

外国で保護されている原産地名称又は地理的表示の承認の登録は、以下の理由によりその効力が停止される。

- (I) 次の状況の何れかにおける無効
 - (a) 当該登録が、本法の規定に違反して付与された場合、及び
 - (b) 当該登録が、虚偽情報及び書類に基づいて付与された場合。
- (II) 第167条の(II)に言及されている書類が、原産国において、その効力を停止している場合の取消

登録の無効又は取消の宣言は，産業財産庁によって，自発的に，又は当事者若しくは連邦が利害関係を有する場合には連邦検察庁による請求により，行政的になされる。

第V部の2 集積回路の回路配置

第 178 条の 2

集積回路の回路配置は、第 V 部の 2 の規定に従って登録され保護される。この目的の下に、産業財産庁は次の権限を有する。

- (I) 本法及び本法に基づく規則に従い、集積回路回路配置の登録について審査を行うこと、及び適正な場合には当該登録を認めること、並びにその所有権移転及びその使用及び実施のライセンスの登録を認めること
- (II) 集積回路回路配置の登録に関する法令違反、無効又は消滅の行政的決定の手続を審理し、当該手続の結果としての命令を発し、また適切な制裁を科すこと
- (III) 当事者間の合意が整わない場合は、第 178 条の 2(5)(V)第 2 段落にいうロイヤルティの額を定めること

第 178 条の 2(1)

第 V 部の 2 の適用上、

- (I) 「集積回路」とは、その素子(それらの少なくとも 1 は能動素子であること)並びに相互接続部の一部又は全部が半導体チップの本体又は表面のある集積部品を形成し、電子的機能を果たすことを意図された最終的又は中間的形態の製品をいう。
- (II) 「回路配置」とは、集積回路の複数素子(それら素子の少なくとも 1 は能動素子であること)及びそれらの相互接続部の一部若しくは全部で表現される立体の配置又は大量生産を意図した集積回路用にデザインされたそのような立体の配置をいう。
- (III) 「保護回路配置」とは、この部にいう保護要件が充足されている集積回路の回路配置をいう。
- (IV) 「独創的回路配置」とは、その創作者の知的努力の成果であり、かつ、その創作時において集積回路の回路配置創作者や集積回路製造者達にとって普遍的又は平凡なものでない集積回路の回路配置をいう。

第 178 条の 2(2)

独創的回路配置は、それが集積回路に組み込まれたものか否かを問わず、世界の何れの場所でも商業的に使用されていない場合には登録を受けることができる。独創的回路配置はまた、既にメキシコ又は外国において通常のやり方で商業的使用がなされていても、登録出願人が世界の何れかの場所において初めてそのような通常の商業的使用を行った日から 2 年以内に産業財産庁に対して登録出願を行った場合には登録を受けることができる。

創作時に集積回路の回路配置創作者や集積回路製造者達に普遍的又は平凡な素子又は相互接続の組合せで構成された回路配置は、そのような組合せが全体としてとらえた場合に第 V 部の 2 第 178 条の 2(1)(IV)に規定する意味で独創的でありかつ本条第 1 段落に規定する条件を満たす場合にのみ、登録を受けることができる。

第 178 条の 2(3)

回路配置の登録は、適用可能な手数料の納付を条件として、登録出願の日から 10 年間有効であり、更新は認められない。

第 178 条の 2(4)

回路配置の登録を受けた場合は、その登録権者は、自己の承諾なく他人が次の行為を行うことを禁止する権利を有する。

- (I) 保護回路配置の全体又はその一部でそれ自身が第 178 条の 2(1) (IV)に規定する意味での独創性を備えている部分を集積回路への組込又はその他の方法で複製すること、及び
- (II) 商業的目的で次のものを輸入、販売又は何らかの形で供給すること
 - (a) 保護回路配置
 - (b) 保護回路配置を使用した集積回路、又は
 - (c) 違法に複製した保護回路配置を使用した集積回路を組み込んだ製品

第 178 条の 2(5)

回路配置の登録によって与えられる権利は、次の要件の何れかに適合する第三者には効力が及ばない。

(I) 私的目的又は評価、分析、調査若しくは教育の目的で、登録権者の許諾なく保護回路配置を複製する者

(II) (I)にいう保護回路配置の評価又は分析に基づいて独創性要件を満たす回路配置を創作する者

このような 2 次的回路配置の創作者は、元の保護回路配置の登録権者の許諾を得ることなく、自己の創作した回路配置に関して前条に定める行為を行うことができる。

(III) 官報における登録の公示日より前に保護回路配置と同一の回路配置を独自に創作していた者

行政的決定の手續において本項の適用を主張する者は、その事実についての立証責任を負担する。

(IV) 次の何れかについて、登録権者の許諾を得ていないが、登録権者により又はその同意の下に合法的にメキシコ若しくは外国の市場に出された後に前条(II)に定める行為の何れかを行う者

- (a) 保護回路配置
- (b) 保護回路配置を使用した集積回路、又は
- (c) 保護回路配置を使用している集積回路を組み込んだ製品

(V) 登録権者の許諾を受けず、違法に複製した保護回路配置を使用した集積回路を販売若しくは供給し又はこのような行為を命じる者が当該集積回路を取得した時点においてそれらが違法に複製した保護回路配置を使用したものであることを知らずかつ知る合理的な手段も有していなかった場合におけるそのような販売又は供給の行為者

誠実に行為する第三者は、保護回路配置が違法に複製されていることの十分な通知を受けた時点から、既存の商品在庫の処分又はそのような通知の前に受けた注文を履行することの対価として、当該回路配置についての自由に折衝して決まるライセンスが与えられる場合に負うであろう適切なロイヤルティを支払う義務を負う。

本条に規定される行為を行うことは、本法の意味での行政上の法規違反や犯罪を構成しない。

第 178 条の 2(6)

第 38 条の要求に加えて、回路配置登録の出願には次のものを添付しなければならない。

(I) 世界の何れかの場所で当該回路配置が最初に通常の商業的使用をなされた時と場所又は未だそのような利用は行われていないことを明示する宣誓表明書

(II) 当該回路配置を表示した図又は写真

(III) 当該回路配置を使用した集積回路により達成される電子的機能の説明

出願人は、集積回路の製造方法に関する図又は写真の複製部分を省くことができる。ただし、提示した部分で当該回路配置を十分に認識することができる場合に限る。

第 178 条の 2(7)

回路配置の登録については、第 34 条、第 35 条、第 38 条、第 38 条の 2、第 39 条、第 50 条及び第 55 条の 2 から第 60 条までの条項を準用する。

第 62 条から第 69 条までの規定は保護回路配置の登録によって与えられる権利の移転又は権利のライセンスに準用する。強制ライセンスは付与されない。

第 178 条の 2(8)

保護回路配置の登録は、それが第 V 部の 2 第 178 条の 2(2)の規定又は準用する第 78 条から第 81 条までの規定に反して与えられた場合は無効とする。

第 178 条の 2(9)

第 229 条の適用上、保護回路配置又は保護回路配置を使用している集積回路については、円又はその他によって囲われた M 又 T の文字に所有者の完全名称又は一般に知られている略称を付した表示を必要とする。

回路配置登録の登録権者は、その登録の前に第三者が自己の同意なく当該回路配置を使用した場合において、その使用が登録出願日後になされ、かつ、当該回路配置が前段の要件を満たしている場合は、その第三者に対して損害賠償を請求することができる。

第 VI 部 行政手続

第 I 章 手続総則

第 179 条

本法及び本法から派生する諸規定に基づき提出される出願又は申請は、スペイン語の書面で行われなければならない。

他の言語で作成された書面を提出する場合には、スペイン語の翻訳文を添付しなければならない。

第 180 条

出願及び提出物は、利害関係人又はその代理人によって署名され、かつ、該当する場合には、所要な手数料の納付証明書が添付されなければならない。

出願又は提出物が署名されない場合には、その出願又は提出物は完全に廃棄処分されることになる。

納付証明書が存在しない場合、産業財産庁は、出願人が5就業日の期間内に所要な手数料の納付を提示することを、1回のみ、要求することになる。

この要求が指示された期間内に満たされない場合には、その出願又は提出物は完全に拒絶される。

第 181 条

出願及び提出物が代理人によって提出される場合は、代理人は、次の何れかによって自己の地位を証明しなければならない。

(I) 本人が個人である場合は、2名の証人の前で署名された単純な委任状

(II) 本人が法人で、特許若しくは登録の出願又はライセンス若しくはライセンス移転の登録の場合には、2名の証人の前で署名された単純な委任状

この場合には、委任状にそれを与える者が当該権限を授与されていることを明記し、かつその権限が授与された証書を引用しなければならない。

(III) 前項以外でメキシコの企業が関係する場合は、公文書又は公証人若しくは仲介人の面前での署名の認証付委任状。当該企業の法的存在と委任状を授与する者の法的権限も又証明しなければならない。

(IV) (II)が及ぶ場合以外で本人が外国法人である場合は、付与される場所で適用可能な法令に従って、又は国際条約に従って付与される委任状を通して。委任状が、自身の名義で付与される当該法人の法的存在及び委任状を与える本人の権限について証明している場合には、反対の証明がなされない限り、当該委任状の有効性が推定される。

処理される各ファイルにおいて、出願人又は提出者の人格証明書が提供されなければならない、しかしながら、委任状が産業財産庁によって設定された委任の一般的な登録簿へ記入される場合には、登録証明書の単純な複写が充足するものとなる。

商標、団体商標、商業的スローガンの登録及び商号の公示、それらの更新、使用のライセンス又は移転に係る登録、出願人若しくは所有者の住所変更又は施設の住所変更に係る出願に人格証明書を提供するためには、代理人にとっては、当該出願において、出願の開始から完

了まで同一代理人である場合には、当該代理人が対応する手続を実施する権限を有することについて確証する宣誓宣言を提示すれば、足りることになる。

出願が提出された後に新たな代理人が関与することになる場合には、当該新たな代理人は、本条の条件に従って、自身の人格証明書を提示しなければならない。

第182条

1 の出願又は申請が複数の個人によって行われる場合は、関係書類において共通代表者となる者を指定しなければならない。指定されていない場合には、最初に名が記載されている者が共通代表者と解されるものとする。

第183条

あらゆる出願において、請願者は、メキシコ領土内での通知の送達及び受領のための住所を提示しなければならない。

産業財産庁は、本法の第186条に記載されている状況が及ぶファイルを除き、権利の保有に関連するものに加えて、特許、登録及び国内公告の処理に関して、同庁が発するあらゆる決定、要求及びその他の行為を、官報を通じて通知する。

欠席時に実施されるものを含む本法によって規定された行政宣言の手続においては、発せられる最終的な手続上の決定は、本条の第1段落に言及されている住所あてに通知を送付することが可能でなかった場合には、産業財産庁によって、かつ、官報における公告によって、当事者へ通知される。

申請者は、産業財産庁に対して、通知の送達及び通知の受領のための住所における如何なる変更も通知しなければならない。この情報が提示されない場合には、送達された通知は、ファイルに記載された住所で合法的に実行されたとみなされることになる。

第184条

本法において日数で期間が表示されている場合は、就業日のみを算入する、期間が月数又は年数で表示されている場合は、非就業日も含め、起算日から最終月又は最終年の対応日までの期間を示すものとする。

通知に係わる期間は、関係する通知の翌日から起算される。官報での公示の場合は、官報で指定された日に、またそのような指定がない場合は、官報が頒布された日の翌日に通知の効力が生じる。

第185条

現に効力を有する特許及び登録のファイル並びに公示された商号及び原産地名称に関するファイルは、あらゆる種類の調査のために、また官庁等への書類提出における利用のために常時利用可能な状態に置かれるものとする。

第186条

官報に公告されない特許出願、実用新案登録及び意匠登録に係わる出願のファイルは、出願人若しくはその代理人又はその者によって権限付与された者のみが閲覧することができる。ただし、当該ファイルが別の出願人によって引用されている場合、又は当該ファイルが行政

宣言手続において証拠として提出されている場合は除外する。この何れの場合においても、秘密保持に必要な手段が遵守されなければならない。

本法及び本法に基づく規則に従って行われる各種手続に關与する産業財産庁の職員は、係属中のファイルの内容に關する絶對的な秘密遵守義務を負う、その不履行は、そのような場合において如何なる制裁が適切となり得るかに拘らず、公務員の責任に關して適用可能な規則に従って処罰される。自身の職務遂行中において産業財産庁とのやり取りにおいて前記内容に關与する可能性がある公的機關又は民間団体の職員は、同じ義務を負う。

公的性質の情報又は司法機關によって要求される情報は、前記義務の対象から除外される。

第 II 章 行政的決定の手続

第 187 条

本法に基づく無効、消滅、取消及び行政的違反に關する行政的決定の申立は、この章に規定される手続及び本法に定める方法に従って審査され判定される。連邦民事訴訟法も本法に抵触しない限り補充的に適用される。

第 188 条

産業財産庁による行政的決定の手続は、職権により、又はそれについて法的利害關係を有しかつ請求理由を明示するいかなる者の請求によって開始することができる。同様に、何人も、産業財産庁に対し、職権による行政的決定の手続を開始するに足る理由の存在を書面にて通知することができる。それが適切な場合、産業財産庁は当該通知情報を、行政手続開始を決定する根拠とすることができる。

第 189 条

行政的決定の申立には、次の事項を記載しなければならない。

- (I) 請求人及びその代理人(任命されている場合)の名称
- (II) 通知の送達及び受領の宛先
- (III) 相手方当事者又はその代理人の名称と住所
- (IV) 明確かつ正確な用語で表現された請求の対象
- (V) 事実の説明、及び
- (VI) 請求の法的根拠

第 190 条

行政的決定の請求には、請求の依拠する陳述書その他の書類の原本又は謄本を提出すると共に、対応する証拠も提出しなければならない。証拠の事後提出は、当該証拠が後日具体化される場合以外認められない。請求人はまた、他の当事者に渡すために、申請書及び添付書類の単純な写しを提出しなければならない。産業財産庁の保管室にある書類を証拠とする場合は、請求人は、当該書類が含まれているファイルを特定することのみが求められ、対応する認証謄本の発行又は該当する場合には未認証コピーとの比較を要求し、更に、当該証拠の未認証コピーを根拠として産業財産庁が關係する所有者の召喚を命令することを要求できる。

第 191 条

請求人が本法第 189 条に定める要件を充足しなかった場合又は本法第 190 条にいう出願及び添付書類の写しを提出しなかった場合は、産業財産庁は、当該請求人に対して、1 回に限り、遺脱を補い又は適切な明確化を行うよう請求人に求めるものとする。この補正のために、請求人は 8 日の猶予期間を認められる。この期間内に補正がなされない場合には、当該請求は却下される。

請求人の地位を証明する書類が提出されない場合又は請求の依拠する登録、特許、許可若しくは公告が無効である場合もまた、請求は却下される。

第 192 条

行政的決定の手續においては、書類様式で含まれていない私的な陳述又は証言を除いて、あらゆる種類の証拠が認められる。法律及び道徳に反する証拠は、同様に認められない。

上記の原則を害することなく、本法の適用においては、所有者又はそのライセンシーが発行若しくは作成した送状及び棚卸表にも証拠価値が認められる。

第 192 条の 2

本法によって保護される 1 若しくは複数の権利の侵害を構成する蓋然性ある事実の証明のために、又は行政的決定の手續において、産業財産庁は同庁において必要と考える証拠を利用することができる。

関係する所有者又は侵害者と主張される者が、自己の主張を支える証拠で自己が正当に利用することができる十分なものを提出し、かつ自己の主張を実証する関連証拠で相手方当事者の支配下にあるものを指定した場合は、産業財産庁は、当該証拠を支配している者に対して、必要なら秘密情報保護を保証する条件の下に、その証拠を提出するよう命じることができる。関係する所有者又は侵害者と主張される者が証拠を利用させることを拒否し又は自己の支配下にある関連証拠を合理的期間内に提出しない場合又は当該手續進行を著しく阻害する場合は、産業財産庁は、証拠の利用拒否によって不利益を受ける者の行った証言を含め提出された証拠に基づいて、関係当事者の有利及び不利を問わず、予備的決定及び終局的決定を下すことができる。ただし、関係当事者に対し、陳述及び提出証拠に関して聴聞の機会を与えなければならない。

第 192 条の 2(1)

特許の対象が物の製造方法である場合は、被疑侵害者は、次の場合には、侵害についての行政的決定手續においてその物が特許された方法とは異なる方法で製造されていることを証明しなければならない。

(I) 特許された方法によって得られた物が新規である場合、及び

(II) 当該の物が特許された方法を使用して製造された高い蓋然性があるが、特許権者が、その試みにも拘らず、現実に使用された方法を証明することができなかった場合

第 193 条

無効、消滅又は取消の行政的決定の申立を受理したときには、産業財産庁は、関係する所有者の利益となる陳述を 1 月以内に書類で行うことができるように、申請書及び添付書類の認

証のない写しを添えて通知するものとする。侵害についての行政的決定の手續については、第 209 条 (IX) 及び第 216 条の規定に従う。通知は、行政的決定の請求人が届け出た宛先に送達される。

第 194 条

請求人が指定した場所か関連書類に記載されている場所であるかを問わず、住所の変更がありかつ新しい住所が不明なために前条にいう通知を行うことができない場合は、通知は、公示による措置を求める者の負担において、一度限り公報及び 1 の主要全国新聞に公示することによって送達されるものとする。公示では当該行政的決定申立の抄録が開示され、かつ自己の利益となる陳述を行うよう関係所有者に 1 月の期間が指定される。

第 195 条

行政的決定の手續においては、過去に特に決定の下された事項については審査されないが、新たに認定すべき事実がある場合には審理され決定される。

第 196 条

産業財産庁が職権で行政的決定手續を開始する場合は、通知は、関係所有者、又は該当する場合は被疑侵害者に対して、関係書類に記載された住所に通知される。産業財産庁に知らされることなく住所が変更された場合は、第 194 条の規定に定める公示により通知される。

第 197 条

関係所有者又は、該当する場合は、主張される侵害者が陳述を行う書面には、次の事項を記載する必要がある。

- (I) 関係所有者又は主張される侵害者の名称及びその代理人(存在する場合)の名称
- (II) 通知の送達及び受領の宛先
- (III) 異議及び答弁
- (IV) 行政的決定請求の各項目についての陳述及び反駁、及び
- (V) 法的根拠

第 190 条の規定は、上記書面及び証拠の提出に準用される。

第 198 条

関係所有者又は、該当する場合は、被疑侵害者が、証拠の全部又は一部が外国に存在するために当該証拠を所定期限内に提出することができない場合は、その提出のために 15 日の追加期間が認められる。ただし、書類でそれを申しかつ上記の旨の陳述がなされることを条件とする。

第 199 条

関係所有者又は被疑侵害者が陳述を行うべき期間及び、該当する場合は、前条に規定の延長期間が経過すると、産業財産庁は、該当する背景調査及び提出された証拠の十分な審理を行った上で適正な行政的決定を下し、それを指定された住所に送付するか、又は該当する場合には本法第 194 条に規定する公示することにより利害関係者に対して通知する。

侵害についての行政的決定手続の場合は、適切と判断されるなら、上記宣言において制裁が課せられる。

第 199 条の 2

本法によって保護される権利の侵害についての行政的決定手続においては、産業財産庁は以下の措置をとることができる。

(I) 本法によって保護される権利を侵害する商品を市場から回収することを命じ又はそれらの供給を禁止すること

(II) 次のものを市場から回収するよう命じること

(a) 違法に製造又は使用されている物

(b) 本法によって保護される権利を侵害する商品、包装材、容器、梱包材、文書類、宣伝材料その他類似のもの

(c) 本法によって保護される権利を侵害する標章、ラベル、付札、用紙その他類似のもの、及び

(d) (a)、(b)及び(c)に列挙したものの製造、準備又は作成に使用された又はそれらへの使用を意図する道具又は機器

(III) 本法によって保護される権利を侵害する商品の商業化又は使用を直ちに禁止すること

(IV) 商品押収命令。この場合においては、第 211 条から第 212 条の 2(2)までの規定が準用される。

(V) 主張される侵害者又は第三者に対して、本法違反を構成する行為を中止又は終了するよう命じること

(VI) 上記各号に定める手段が本法の保護する権利の侵害を阻止又は回避するのに十分でない場合は、営業停止又は施設の閉鎖を命じること

商品又はサービスが既に市場に提供されている場合は、取引業者又はサービス提供者は、決定の通知を受けた日から商品の取引及びサービスの提供を中止する義務を負う。生産者、製造者、輸入者及びその配給業者も同様の義務を負い、市場にある商品を直ちに回収しなければならない。

第 199 条の 2(1)

前条に定める措置の実行を決定する前に、産業財産庁は請求人に対して次の行為を行うよう求めるものとする。

(I) 当該権利についての所有者であること及び次の前提の何れかを証明すること

(a) 権利侵害の存在

(b) 権利侵害の急迫性

(c) 修復不能の損害を被る可能性の存在、及び

(d) 証拠が破壊、隠匿、改変され、又は逸失する合理的な虞があること

(II) 救済措置の相手方に生じる可能性のある損害を回復するための十分な担保の提供、及び

(III) 産業財産権の侵害が生じている商品、サービス又は施設を特定するのに必要な情報の提供

救済措置の相手方は、当該措置を取り除くために、救済を求めている者に生じる可能性のある損害を回復するための逆担保を提供することができる。

産業財産庁は、措置の実行を適用するために、侵害の重大性と救済措置の性質を十分に考慮しなければならない。

産業財産庁は、担保額の決定に際しては、権利者が提供する諸要素及び当該決定手続から生じる諸要素を考慮に入れるものとする。救済措置の相手方がなす逆担保の額は、申請者による担保額と当該担保額の40%の合計額とする。最初に認められた担保では、救済措置の相手方が被る損害を十分に救済できないことが明らかである場合、産業財産庁は申請者に担保の増額を求めることができる。同様に、産業財産庁は逆担保の増額を命令できる。

第199条の2(2)

第199条の2にいう措置の何れかが命じられた者は、10日以内に当該措置に関して自己の有する意見を産業財産庁に提出することができる。

産業財産庁は、提出された上記の意見に照らして、命令した措置の条件を変更することができる。

第199条の2(3)

第199条の2にいう暫定的措置を要求する者は、次の何れかの場合には当該措置の相手方に生じた損害を賠償する責任を負う。

(I) 本案に関して下された最終決定において、当該措置を求めた当事者に権利侵害又は権利侵害の虞が存在しないと判定された場合、及び

(II) 暫定的措置が要求されそのような措置が実施されたが、その措置から20日以内に侵害に関する行政的決定の申立又は申請声明が所管官庁又は産業財産庁に提起されない場合

第199条の2(4)

産業財産庁は、侵害についての行政的決定の手続が解決に至った場合は、提供された担保又は逆担保を当事者に返還する。

第199条の2(5)

産業財産庁は、侵害に関する行政的決定についての最終的決定において、手続の過程で命じた措置の解除又は確定を行うものとする。

第199条の2(6)

産業財産庁は、暫定的措置を命じる場合は、それらが営業秘密を害したり不正競争行為を実行する手段として利用されないよう注意しなければならない。

第199条の2(7)

請求を行う者は、暫定的措置の申請に係わる書類を関係手続を提起するため又は係属中の手続に關係するファイル中の当該書類を示すためにのみ使用することができ、それらを第三者に対して使用したり第三者に開示又は伝達してはならない。

第199条の2(8)

侵害に関する行政的決定の手続において、産業財産庁は、常に關係人の利害の宥和に意を用

いなければならない。

第 III 章 審判請求

第 200 条

特許，実用新案登録又は意匠登録を拒絶する決定に対しては，審判請求（再審査を求める不服申立）を行うことができる。そのような審判請求は，当該決定について通知された日から 30 日以内に書面で産業財産庁に提起されなければならない。審判請求には，その法的根拠を証する書面を添付する必要がある。

第 201 条

審判請求において示された主張及び提出された書面を審理した後，産業財産庁は適正な決定を下し，それを書面で審判請求人に通知する。

第 202 条

産業財産庁の決定が審判請求を拒絶するものである場合は，その決定を審判請求人に書面で通知すると共に官報で公示する。決定が審判請求人の主張を容認する場合は，第 57 条に規定する手続がなされる。

第 VII 部 査察，行政上の法規違反及び制裁並びに犯罪

第 I 章 査察

第 203 条

本法の規定及び本法に基づく他の規定が遵守されていることを検証するために，産業財産庁は次の方法に従って査察及び監視を行う。

- (I) 報告及び情報提供の請求，及び
- (II) 査察

第 204 条

何人も，本法の規定及び本法に基づく他の規定の遵守に関連して請求された報告及び情報を 15 日の期間内に，書面で産業財産庁に提供する義務を負う。

第 205 条

査察は，産業財産庁により授権された係官のみが，その授権文書を事前に明示及び提示して，就業日の就業時間中に実施する。産業財産庁はまた，違反が行われるのを防ぐために，非就業日又は就業時間外に査察を行うことを授権することができる。この場合には，かかる授権は授権文書に表示される。

査察のために任命された係官は，その業務の過程において，写真又はビデオ撮影をすること，又は連邦行政手続法及び連邦民事手続法の点から証拠として認められるとみなされるその他の文書を集めることができる。撮影された写真，ビデオ及び本条に照らして集められたその他の文書は，完全な証明力を伴う要素として，産業財産庁が利用することができる。

第 206 条

商品の製造，保管，配給若しくは販売，商品の販売の申込又はサービスの提供のための事業所の所有者又は管理者は，前条に定める要件が遵守される限り，査察実施の権限を有する係官の立入りを許可する義務を負う。

許可された係官が前段落にいう事業所への立入りを拒否された又は査察が何らかの方法で妨害を受けた場合，これらの事情は個々の報告書に注記され，対応する行政訴訟手続におけるこれらに対する告発は真正であるとみなされる。

第 207 条

査察は，対象商品自体又は対象サービス提供の状況及び問題となっている活動の関係書類を査察する目的で，商品が製造，保管，出荷，配送又は販売され，又はサービスが提供される現場で実施されるものとする。

第 208 条

査察対象者に指名された証人の立ち合いの下に，又は査察対象者が指名しない場合には査察を実施する執行官に指名された証人の立会いの下に，すべての査察の詳細な調書が作成される。

査察対象者又は証人が報告書に署名しなかった、その写しの受諾を拒否した、又は報告書に署名する証人を提供しなかった場合、これらの事情は、報告書自体に組み込まれ、その有効性又は証明力には影響を与えない。

第 209 条

調書には、次の事項が記載されるものとする。

- (I) 査察が行われた年月日、時
- (II) 査察が行われた場所の州、地域、街区及び地番
- (III) 査察令状の番号及び日付、これには査察執行官の身分証明を含む
- (IV) 手続を了解した者の名前及び地位
- (V) 査察対象者の指名による者か、もしそれがだめな場合査察執行官の指名による者かいずれかの証人として立ち会った者の名前と住所
- (VI) 査察対象者に与えられた、査察中に執行官に意見を述べる権利を行使する機会についての記載
- (VII) 査察の行動項目に含まれていない場合も含めて、査察の過程で観察された事情又は事由を含む、査察に関する情報並びに査察の過程における写真又はビデオ撮影の有無及びその他の証拠要素の収集の有無への言及。該当する場合、これらの要素は対応する報告書に添付しなければならない。
- (VIII) 査察対象者が望む場合は、その者の陳述
- (IX) 査察対象者に与えられた、その者が査察時に述べた意見を書面で確認しかつ調書作成について 10 日以内に追加的意見を提出する権利を行使する機会についての記載、及び
- (X) 執行官を含め査察に加わった者の名称及び署名。該当する場合は、査察対象者が署名を拒否した旨の記載

第 210 条

査察対象者は、査察中に又は書面で意見を述べる場合に、調書に記載される事実に関する証拠を申し出ることができる。

第 211 条

何らかの犯罪行為又は第 213 条及び第 223 条に規定される行為が査察の執行中に証明された場合には、執行官は、予防的措置として、そのような行政上の法規違反又は犯罪に関係すると想定される物を押収し、かつ押収物の目録を作成するものとする。この旨は調書に記載され、当該物が発見された事業所が固定施設である場合は、同事業所の管理者又は所有者がその物の保管者に任命され、そうでない場合は、当該物は、産業財産庁に引き渡される。犯罪を構成する可能性がある行為が関係している場合は、産業財産庁は同庁が査察対象について下す決定においてその事実を指摘するものとする。

第 212 条

査察調書の写しが手続を了解した者に交付されるものとする。これは、検査対象者が調書への署名を拒否した場合であっても同様であり、調書の効力はそのような拒否によっては妨げられない。

第 212 条の 2

第 211 条にいう押収は、次のものについて行うことができる。

(I) 装置、器具、機械、道具、設計図、仕様書、計画書、マニュアル、型、印版及び、一般に本法において違反又は犯罪とみなされる行為又は事実において使用されたその他の手段

(II) 帳簿、書類、見本、証票、文書類、宣伝材料、送り状及び、一般に証拠要素を含むと推測されるその他の材料、及び

(III) 本法によって保護される権利の侵害が起こる製品、商品及びその他の物品

第 212 条の 2(1)

前条にいう物の押収の場合において、当該措置を求める当事者が自己の責任の下に押収品を保管するものとして人又は機関を指名するときは、そのような人又は機関を保管者とするのが望ましい。

第 212 条の 2(2)

最終的な実体的決定において行政上の法規違反をしたことを認定する場合は、産業財産庁は、当事者の聴聞を行った後、押収物の処理を決定するものとし、その際次の定に従う。

(I) 物質的損害の補償又は損害賠償の支払いを求める訴訟が提起されたことの通知を受け次第、押収物を管轄裁判所の管理下に移すこと

(II) 仲裁手続が行われた場合は、押収物を仲裁裁定により指定される者の処分に任せること

(III) 適切と認められる場合は、損害を受けた所有者と侵害容疑者との間で押収物に関して結ばれた合意に定める条件に従うこと

(IV) 前節のいずれにも含まれない場合は、関係当事者の各々は、そのことを知らされた日から 5 日以内に、市場から回収され又は販売を禁止された押収物の処理に関する要望を書面で提出するものとする。

(V) 問題の商品の処分に関して双方の当事者の合意により決定し、その決定を通知を受けてから 5 日以内に産業財産庁に連絡できるように、産業財産庁は提出された要望を当事者に通知しなければならない。

(VI) 所定期間内に当事者が物の処理についての合意を産業財産庁に連絡せず、かつ最終決定発表の日から 90 日以内に (I) から (III) までにいう何れの措置も取られない場合は、産業財産庁の理事会は、次の何れかの決定を行う。

(a) 当該物を連邦政府の省庁、州、自治体又は公共、慈善若しくは社会保障の組織に寄付すること。ただし、そのような行為によって公共の利益が害されないことを条件とする。

又は、

(b) 当該物の廃棄

第 II 章 行政上の法規違反及び制裁

第 213 条

以下の行為は行政上の法規違反を構成する。

(I) 工業、商業又はサービス業の適正な実務と慣習に反する行為で、その違反が本法で規制

する事項に関係し、かつ、不正競争を含むもの

(II) 特許を得ていない物を特許を得たものであるように装うこと。得られた特許が満了となり又は無効の宣言を受けた場合は、消滅日又は該当する場合には無効決定の確定日からいずれも1年が経過した後にこの行政上の法規違反は成立する。

(III) 登録商標による保護の対象でないのにも拘らずその対象であると表示して、商品を取売し又は流通に置き又はサービスを提供すること。商標登録がその期間満了し又は無効又は取消の宣言を受けた場合は、消滅日又は該当する場合には当該宣言の発効日からいずれも1年が経過した後にこの行政上の法規違反は成立する。

(IV) 登録商標によって保護されている商品又はサービスと同一若しくは類似する商品又はサービスを保護するために当該登録商標と混同させる程に類似する商標を使用すること

(V) 登録商標又は登録商標と混同させる程に類似する商標を、当該登録商標の商標権者の同意を得ることなく、自己の商号若しくは企業名称の要素として使用すること及びその逆の行為。ただし、当該商号若しくは企業名称が当該商標によって保護されている商品又はサービスを扱う事業所に係わる場合に限る。

(VI) 第105条に規定する事由がある場合にはその実際の顧客の存在する地理的領域において又は共和国内の如何なる地域において、工業、商業又はサービスの事業所を守るために第三者が使用しているのと同じ又は混同させる程に類似する商号を、同一又は類似の事業分野で使用すること

(VII) 第4条並びに第90条(VII), (VIII), (IX), (XII), (XIII), (XIV)及び(XV)にいう名称、標識、標章、略称又は紋章を商標として使用すること

(VIII) 登録商標又は登録商標と混同させる程に類似する商標を、当該商標が使用されているものと同一若しくは類似する商品又はサービスの生産、輸入又は販売に従事する個人又は企業が、当該商標の商標権者又はそれから授権されている者の書面による同意を得ることなく自己の取引名、会社又は企業名称又はそのような名称の一部として使用すること

(IX) 産業活動又は商業活動の実施において、公衆を混乱させ、誤解させ又は欺罔させ、或いはそのように誘導する次の行為を、信じさせ又は根拠に基かずに推測をさせるために行うこと

(a) 当該事業所と第三者の事業所との間に関連又は提携が存在すること

(b) 商品が第三者から得た仕様書、ライセンス又は授権により製造されていること

(c) サービス又は商品が第三者から得た授権、ライセンス又は仕様書によって提供又は販売されていること

(d) 製品の原産地に関して公衆を誤解させるような方法で、関係商品がその真の原産地とは異なる地域、領域又は場所で得られていること

(X) 他人の商品若しくはサービス、工業的若しくは商業的活動又はその事業所自体の信用を貶める目的を試み又はその結果を達成すること。これは、公衆に情報を提供する目的で商標で保護された商品又はサービスについて比較を行うことは含まない。ただし、そのような比較が連邦消費者保護法に規定される意味において偏向的、虚偽又は誇張的でないことを条件とする。

(XI) 特許又は実用新案又は意匠の登録によって保護されている物を、その権利者の同意又は適切なライセンスを得ることなく、製造又は開発すること

(XII) 特許又は実用新案又は意匠の登録によって保護されている物を、それらが権利者の同

意若しくは適切なライセンスを得ることなく製造又は開発されたことを知って、製品の販売を申し出又は製品を流通させること

(XIII) 特許を受けた方法を、特許権者の同意又は適切なライセンスを得ることなく使用すること

(XIV) 特許を受けた方法を使用した結果の物を、その方法が特許権者又は実施権者の同意を得ることなく使用されたことを知って、製品の販売を申し出又は製品を流通させること

(XV) 登録によって保護された意匠を、意匠権者の同意又は適正なライセンスを得ることなく複製又は模倣すること

(XVI) 登録された広告スローガン又はそれと混同する程に類似した広告スローガンを、その対象となる商品、サービス又は事業所と同一又は類似するものを宣伝する目的で、権利者の同意又は適切なライセンスを得ることなく使用すること

(XVII) 商号又はそれと混同する程に類似する名称を、その所有者の同意又は適正なライセンスを得ることなく、同一又は類似する分野における工業、商業又はサービスの事業所を保護するために使用すること

(XVIII) 登録商標を、その商標権者の同意又は適正なライセンスを得ることなく、当該商標が使用される商品又はサービスと同一又は類似するものに使用すること

(XIX) 登録商標が使用される商品と同一又は類似する商品を、それらに付された商標が商標権者の同意を得ることなく当該商品に付されたものであることを知って、製品の販売を申し出又は製品を流通させること

(XX) 登録商標が付された商品で改造されたものを製品の販売を申し出又は製品を流通させること

(XXI) 登録商標が付された商品を、その商標を部分的又は全面的に改変、付替又は消去して製品の販売を申し出又は製品を流通させること

(XXII) 保護された原産地名称又は地理的表示を、対応する使用許可を得ることなく使用すること

(XXIII) 保護回路配置の登録権者の承諾を得ることなく、当該回路配置の全体又はその一部でそれ自身が独創的と考えられる部分を集積回路への組込その他の方法で複製すること

(XXIV) 次の何れかを、本法の規定に違反し、登録権者の承諾なしに商業的目的の下に何らかの態様で輸入、販売又は供給すること

(a) 保護回路配置

(b) 保護回路配置を使用した集積回路、又は

(c) 違法に複製した保護回路配置を使用した集積回路を組み込んだ製品

(XXV) 本法の第 142 条に定める情報を、相当期間が経過し、当該情報が要求されているにもかかわらず、フランチャイジーに提供しないこと。

(XXVI) 本法により保護される他のものと同一又は混同する程度に類似する商品又はサービスを特定することを可能にする、そして、その使用を通じて保護を受ける権利者と無許諾の使用者との間に関連性が存在すると公衆に混乱、誤認又は欺きを生じさせ、又は誘導する、識別性のある表示及び影響を及ぼす画像要素の組み合わせを使用すること。

このような、影響を及ぼす画像要素の使用は、本条第1項に定める不正競争にあたる。

(XXVII) 特許権所有又はその実施権者、使用者若しくは供給者が、一人又は複数の第三者に対して侵害訴訟手続を開始する場合において、産業財産庁が先行する行政執行の起因となっ

た手続を決定している場合に、同一の違反行為はないものとする。

(XXVIII) 第 206 条に定める条件により、査察実施の権限を有する係官の立入りを拒むこと
(XXIX) 産業財産庁が、第203条(I)に基づいて職権を行使するために、報告及び情報を要求している場合に、当該報告及び情報を、正当な事由なしで、産業財産庁に提供しないこと

(XXX) 産業財産庁によって保護されている国内の原産地名称若しくは地理的表示、又は産業財産庁によって承認されている外国の原産地名称又は地理的表示と同一若しくは混同を来すほどに類似している名称又は表示を同一又は類似の商品を保護するために使用すること。このことは、サービスにおける名称又は表示の使用を含む。

(XXXI) 産業財産庁によって保護されている国内の原産地名称若しくは地理的表示、又は産業財産庁によって承認されている外国の原産地名称又は地理的表示の翻訳又は音訳を、同一又は類似の商品を保護するために使用すること。このことは、サービスにおける名称又は表示の使用を含む。

(XXXII) 産業財産庁によって保護されている国内の原産地名称若しくは地理的表示、又は産業財産庁によって認められている外国の原産地名称又は地理的表示の対象商品と同一又は類似である商品を、「種類」、「型」、「様式」、「模造品」、「において生産される」、「において製造される」及びその他の類似の文言などの、出所又は品質に関して消費者の心に混同を来す虞がある表示の型又は要素を用いて、生産し、貯蔵し、輸送し、配給し、又は販売すること、及び

(XXXIII) 本法の規定の犯罪を構成しないその他の違反。

第 214 条

本法及び本法に基づく他の規定についての行政上の法規違反は、次に定めるところにより罰せられる。

- (I) 最高額で20,000測定及び更新単位(Measurement and Upgrade Units)の罰金
- (II) 違反行為が存続している各日当たり、最高額で500測定及び更新単位の追加罰金
- (III) 最大 90 日間の一時的営業停止
- (IV) 永久的営業停止
- (V) 最大 36 時間の行政拘禁

第 215 条

行政上の法規違反の調査は、産業財産庁が職権で又は利害関係人の請求によって行う。

第 216 条

行政上の法規違反の性質が査察になじまない場合は、産業財産庁は、推定法規違反者に法規違反の主張が依拠する事由及び証拠を送達し、10 日以内に自己の利益に最も良く役立つ陳述とその対応する証拠を提出するよう通知するものとする。

第 217 条

第 209 条 (IX) 及び第 216 条にいう期間が経過した後、産業財産庁は発行した査察調書又は、当該法規違反の性質上査察になじまなかった場合は、ファイルにある資料に基づき、利害関係人によって提出された陳述と証拠を適正に考慮した上で、適切な決定を下すものとする。

第 218 条

2 回目又はその後の法規違反については、先に課せられた罰金金額の倍の罰金が課せられる。

ただし、第 214 条に規定する最大罰金金額の 3 倍を超えることはできない。

本法及び本法に基づく他の法規定の適用において、2 回目又はその後の上の法規違反とは、同一規定についての各後続上の法規違反をいい、当該上の法規違反についての決定が言い渡された日から 2 年以内に犯されたものを言う。

第 219 条

営業停止は、上の法規違反についての決定において、罰金に付加して又は罰金の言渡しなしに課することができる。永久的営業停止は、2 年以内に 2 回一時的営業停止が命じられ、かつ同期間内に場所の同一性如何を問わず更に法規違反が繰り返された場合に課することができる。

第 220 条

制裁を決定する場合には、次の事由が考慮される。

(I) 法規違反を構成する作為又は不作為の故意性

(II) 法規違反者の経済的事情、及び

(III) 商品の取引又はサービスの提供に係わる法規違反の重大性及び直接的被害者に生じた損害の程度

違反を構成する作為又は不作為が故意になされた場合は、違反行為について課された罰金金額の倍額の罰金が賦課される。

違反当事者が産業財産法第 26 条、第 131 条及び第 229 条並びに連邦著作権法第 17 条にいう情報を通じて、又は産業財産庁の官報（国内の新聞及び受領確認つき通知を含む）を通じて、所有者の権利の存在を知っていた場合、その作為又は不作為は故意になされたとみなされる。

第 221 条

本法及び本法に基づく他の法規定に定める制裁は、損害を受けた当事者が通常の本法に基づき損害賠償を受ける権利に加えて認められるものであり、かつ次条に定める補償を受ける権利に影響を与えるものでもない。

第 221 条の 2

物質的損害の補償又は本法により与えられる権利の侵害による損害の賠償は、如何なる場合にも、本法に規定する 1 又は複数の産業財産権の侵害が含まれる各商品又はサービスの市場における販売価格又は提供価格の 40 パーセントを下回ってはならない。

第 222 条

行政上の法規違反の調査関係書類を審理した結果、産業財産庁が本法に規定する犯罪を構成する可能性のある行為が行われたとの判断に至った場合は、同庁は、発行される決定においてこれを表明する。

第 III 章 犯罪

第 223 条

次の行為は犯罪を構成する。

(I) 第 213 条 (II) から (XXII) までに規定する行為に関して最初の行政制裁が確定した後に、同一行為を繰り返すこと

(II) 商業的規模で、かつ、不正の目的により、本法で保護される商標を偽ること

(III) 商業的規模で、かつ、不正の目的により、本法で保護される商標の偽造を表示する物を生産、所持、輸送、国内への持込み、供給又は販売すること。同様に、本法で保護される商標の偽造を表示する物の生産を意図して、あらゆる形態の原料又は他の材料を、故意に提供又は供給すること

(IV) 雇用、地位、責任、職業上若しくは事業上の関係により、又は使用のライセンスを許諾した結果として知るに至った営業秘密を、その秘密性について告知されたにも拘らず、当該秘密の所有者の同意を得ることなく第三者に開示する行為で、この行為が自己若しくは当該第三者の経済的利益を図り又は秘密所有者を害する目的でなされたものである場合

(V) 他人の営業秘密を利用し又は第三者に開示するために、正当な権限なく、かつ、当該秘密の所有者又は使用権者の同意を得ることなく、その秘密を盗む行為で、この行為が自己若しくは当該第三者の経済的利益を図り又は秘密所有者若しくは使用権者を害することを目的としてなされたものである場合

(VI) 雇用、責任若しくは地位又は職業上若しくは事業上の関係により知るに至った、又は第三者からその者が開示権限を有していないことを知りながら開示を受けた営業秘密情報を、当該営業秘密の所有者又は使用権者の同意を得ることなく、自己若しくは第三者の経済的利益を図り又は当該秘密の所有者若しくは使用権者を害する目的で使用すること

(VII) 原産地名称又は地理的表示に従う対応する証明及び対応するメキシコ公式規格を有していない国内原産の商品を、自身又は第三者のために金銭的利益を得ることを目的として、生産し、貯蔵し、輸送し、配給し、又は販売すること。

上記の項目は、商品を輸入又は輸出するために、所管官庁の面前で通関手続を実施することを含む。

対応するメキシコ公式規格が有効でなく、又はそれぞれの適合性評価機関が適用可能な法令の条件に基づいて認定されていない場合には、刑事責任は存在しない。

本条に規定する犯罪は、被害者の告訴によって起訴される。

第 223 条の 2

道路上又は公の場所において、不正に、かつ、商業上の投機目的で、本法で保護されている商標の偽造版を表示する物を、最終消費者に対して販売する如何なる者に対しても、2年から6年までの懲役及び100から10,000までの測定及び更新単位の罰金の刑が科せられる。かかる販売が商業施設内で、又は組織化され若しくは永久的な方法で、行われている場合には、3年から10年の懲役及び2,000から20,000までの測定及び更新単位の罰金の刑が科せられる。この犯罪は、職権で起訴される。

第224条

本法第223条の(I), (IV), (V)又は(VI)に示されている犯罪の何れかを実行した如何なる者に対しても, 2年から6年までの懲役及び100から10,000までの測定及び更新単位の罰金の刑が科せられる。同第223条の(II), (III)又は(VII)に記載されている犯罪の場合には, 3年から10年までの懲役及び2,000から20,000の測定及び更新単位の罰金の刑が科せられる。

第 225 条

第 223 条 (I) 及び (II) に規定する犯罪に対する刑事訴訟の提起に関して, 産業財産庁は技術的意見を下すよう要請される。ただし, それらの意見は, 提起されることのある民事訴訟又は刑事訴訟を予断するものではない。

第 226 条

本法にいう犯罪の何れかによる被害を受けた者は, それについて刑事訴訟手続が提起されたか否かに拘らず, 当該犯罪によって被った損害について, 第 221 条の 2 に定めるところに従い加害者に対し補償及び損害賠償金の支払を請求することができる。

第 227 条

連邦裁判所は, この章にいう犯罪について, 更には本法の適用から生じる商業上又は民事上の紛争及び予防的手段についても管轄権を有する。

当該紛争が私的な利害にのみ関係する場合は, 原告が希望するなら, 仲裁手続に委ねる関係当事者の権利を害することなく通常裁判所において審理することができる。

第 228 条

前条にいう司法手続において, 裁判所は, 本法及びメキシコが加盟している国際条約に規定される諸手段を利用することができる。

第 229 条

産業財産権の侵害を理由とする民事訴訟及び刑事訴訟の提起並びに第 199 条の 2 に規定する諸手段の採用のためには, 当該産業財産権の所有者が第 26 条, 第 131 条, 第 165 条の 2 (18) 及び第 178 条の 2 (9) にいう表示若しくは告知を産業財産権の対象である商品又はその商品の容器若しくは梱包及び包装材に付記若しくは貼付しているか, 又は当該商品若しくはサービスが産業財産権によって保護されていることを他の手段によって表明若しくは公示していることが必要である。

この要件は, 産業財産権の侵害に係わらない行政上の法規違反については要求されない。